

第十九回 参議院厚生委員会會議録第三十三号

公聴会

日本鋳業協 北里 忠雄君
会務部長

昭和二十九年四月二十七日(火曜日)午
前十時三十四分開会

出席者は左の通り。

委員長

上條 愛一君

理事

大谷 登潤君
竹中 勝男君

委員

榊原 亨君
谷口弥三郎君
西岡 ハル君
横山 フク君
安部キミ子君
藤原 道子君
堂森 芳夫君
有馬 英二君

政府委員
厚生省保険局長 久下 勝次君
事務局側
常任委員 草間 弘司君
常任委員 多田 仁己君
常任委員 會専門員

公述人

湯淺 佑一君
十二村吉辰君
喜多村 浩君

湯淺蓄電池製造
株式會社社長
日本炭坑労働組
合福祉対策部長
説説新聞社
論説委員

全国繊維産業
労働組合同盟
法務部長
全日本海員組
合保健部長

間宮重一郎君
西巻 敏雄君

本日の會議に付した事件
○厚生年金保険法案(内閣提出、衆議
院送付)

○委員長(上條愛一君) 只今から公聴
会を開会いたします。

本日は厚生年金保険法案に關して公
述人各位の御出席をお願いして、同法
案に対する各界の貴重な御意見を擇
聴いたしたいと存じます。

この際、一言御挨拶を申し上げます。
公述人の各位にはお忙しいところ特に
御出席をお願いしまして、誠に有難う
ございました。本日お願いいたします
る点は、今回政府提案となつておりま
す厚生年金保険法案につきまして、
それらの立場から御意見を擇聴いた
したいと存じまして、先に御依頼申上
げておきました通りでございますが、
時間の關係もありますので、御一人
二十分程度で御意見を發表して頂き
たいと存じますので、十分に意を尽し
て頂くことが困難かと存じますが、で
きますならば時間の範圍内で重点的
に御意見の御発表をお願いいたした
いと存じますので、よろしくお願いいた
します。

次に、委員のかたにお諮りいたしま
すが、議事の都合上、それら公述人
の御意見発表が全部すみましてから御
質疑をお願いしたいと存じますが、御
異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(上條愛一君) 御異議ないと
認めます。

それではこれから公述人のかたから
御意見を漸次発表をお願いしたいと存じま
す。最初に湯淺蓄電池製造株式會社の
社長湯淺佑一さんからお願いいたしま
す。

○公述人(湯淺佑一君) 厚生年金保険
法案に対する公述を申し上げますと存じ
ます。

全国民を対象とした最低生活の保障
ということが、社会保障の理想であ
るとしまして、年金制度はその総合
的な社会保障制度の一環として初めて
存立する意義もあるし、効果もあると
存ずるものであります。然るに今回の厚
年法改正法案は、第一これを単独に改
正するということが自体が変態である
と同時に、今年特例として実施期に入り
ます少数の坑内夫の年金改正が動機
となりまして、一般事業の被用者の実
施期が十年後にもかかわらず、それを
も含めて急に一挙に大幅にこれを改正
しようとするのは、日本の現状とし
ては甚だ早計ではないかと存ずるので
あります。従いまして、この際は、坑
内夫のみの暫定的な改正を行うべきで
ございまして、即ちそれは政府が現
に保有しておる八百億円という龐大な
厚生積立金の運用利息というものを財
源として臨時的な措置を以て解決すべ
いと思ふのでございまして、仮
に若し根本改正を今やるといたしまし
ても、それは社会保険統合を妨げない
方針に基いて、且つ又我が国経済の突

破に即したものでなければならぬと
思ふのであります。この年金制度は、
根本的に非常に重要な問題でございま
して、社会通念として、その制度の確
立が是認されることは申すまでもない
のであります。又国際条約、例えばILO
の社会保障の最低基準に關する条
約といった面からの要請もございまし
て、必要であると思ひます。

国家の経済と財政は容易に社会保障制度
の安易な拡充というものを許容し得な
い現状にあるのでございまして、
施策が効果を挙げますためには、
總花的に墮することなく、生産力の
増強と、経済組織の維持発展に直接
關連があるものを重点的に充実するこ
とが肝要かと思ふのであります。例え
ば労災保険とか或いは失業保険とか或
いは健康保険といったような諸制度が
ございまして、先ずそれを合理化し、併
せて内容の充実を急ぐべきでございま
しようし、又失業対策或いは公共事業
投資等と併行して生活保護の適正なる
運営を図るといつた、日本の現実を鋭
く反映すべき経済政策或いは社会政策
の観点から総合的に判断をして、何が
優先的なものであり、何が重点的な
ければならないかということを決する
必要があると思ふのであります。蓋
老制度を完全にするということも勿論
必要だとは思ひますが、現実的にこ
の国民生活に脅威を与える経済不安或
いは社会不安といふものを除去し、或
いはそれを予防するということが先決
問題ではないかと思ふのであります。

で、厚生年金に對しましては、こうい
うような総合的な考え方においての財
政的、経済的な検討が果して十分なさ
れたる政府原案であるかどうかといふ
点を甚だ疑問とするのでございまして。
そこで坑内夫年金に對する暫定的な
措置によらないで、根本改正を試みよ
うとする政府の改正案が甚だ日本の現
状として早計であり、妥当でないとい
う点を少し擧り下げて要点を申し上げ
てみたいと存ずるのでございまして。
今、日本は経済自立を達成するため
に国際競争力の獲得が緊急の要務で
あるわけでありまして、社会保障制度
に對する重点を労働力と経済組織の保
全伸張において、その限度を超えた非
生産的な有効需要の造出といふものを
もたらすような措置は避けなければな
らないのでございまして、常に我が國
の経済力に相應した社会保障制度の運
営にはどういふ内容を備え、又どうい
うような程度に費用を投ずるのが妥當
であるかといふことを判定する必要が
あると思ふのでございまして。

現に社会保障制度の財源としまして
は、直接國民の負担する掛金保険料等
のほかは租税収入に基く國庫負担によ
つておるのであります。そこでござい
ますから、社会保障制度拡充という
ことは、当然國民負担又は國庫負担の
どちらか、或いは双方の増加にまた
なければなりません。然るに社会保険
に對する労使の負担を中心とする國民
の社会保障費用支出といふものは、す
でに限界近くに達しておるのでござい

ます。経済白書によりますと、一人当たりの実質国民所得は戦前、即ち昭和九年から十一年の平均でございまして、それが対しまして九八・六%でございまして、又消費水準は都市においては戦前の八〇%、昭和二十八年年度では九四%に過ぎません。且つ日本のエンゲル係数は諸外国に比しまして、極めて高いことは周知の事実でございまして、こういうふうな状態にいたしまして国民所得、それから消費水準並びに企業の現状を考へますとき、これ以上の国民負担の増加は望むことができません。又諸外国の負担率と比べても、実質的に相当に高率となつております。従いまして、この社会保障制度の拡充に伴う増加費といたしまして、その財源をすべて国庫負担に求めざるを得ないという状況でございまして、而も他の財政支出削減が不可能な場合には、結局累進課税の強化或いは資本課税の引上げ等へしを寄せざることは必至でございまして、然るに日本の国民貯蓄増加額は、白書によりますと、戦前の約八〇%に過ぎません。又企業の資金調達状況を見ますと、株式によるものが戦前の四三%に対して九%、それから金融機関によるものが戦前が一〇%のものが五八%、又内部資金によるものが戦前が四六%であつたものが二一%というふうになつておるのでございまして、こういう累進課税並びに資本課税の強化は、さなきだに資本蓄積の低率とコスト高の悪条件の下で、いよゝ熾烈化する国際競争に対処せざるを得ない我が国経済の要請と全く背反する結果を招来する虞れがあるでございまして、特に最近の情勢では、貿易規模は戦前水準への復帰

どころか、却つて縮小化の傾向を見えておるのでございまして、三億一千万ドルというような膨大な入超、そうした貿易悪化の状態を示しておるのでございまして、そういうときに直接にも間接にも企業負担を増大せしめ或いは資本の効率と経済の合理化を阻害するがごとき、限度を超えた社会保障制度拡充は厳に警戒せねばならないと思つております。

又社会保障制度の持つ所得再分配の機能の点から見ても、戦前と違い、或いは又先進国と違い、所得階層がおおむね低位に平均化しており、なお、さしたる回復を見ない状況にあるのでございまして、而も常にインフレ化の要因を潜ませしめておるのでございまして、消費のみ増大せしめても、生産の増加がこれに伴わず、経済機能を攪乱し易い弱点を持つておることに注目すべきでございまして、従いまして国民負担と国庫負担とを合計した社会保障制度の総費用が国民所得の六%というふうな数字を超えるような状態では、これは経済規模が更に拡大し或いは国民所得が大幅に増加する可能性が存在するときにのみ考慮すべきであらうと思つております。

更にこの社会保障費用が財政上過重な負担となることは避くべきでございまして、その限度を一〇%程度、軍人恩給等を含めまして一五%程度に限定すべきである、限局すべきであると思つております。二十八年年度においては財政支出において一二・五%、二十九年度において一五%に達しており七・五%を占めておりまして、その減少が要望されておるにもかかわらず、

漸増化の傾向をむしろ見始めております。財政支出の内容については、我が国の経済が資本蓄積の高度化と自立達成を目標とする限り、国家消費を極力節減すると共に、資本活動を効果的に促進せしめるような運営を図ることが望ましいのであります。幾たびか減税を行つたといへ、なお、国税、地方税の合計は国民所得の約二〇%に及んでおります。租税の負担率の国際比較では、アメリカ、イギリスが三〇%近い率を示しておりますが、国民所得、消費水準エンゲル係数などを考慮に入れますと、我が国の場合、実質的に過重負担でございまして、こういう現状では、増税を認めることなどはおよそ不可能であると考えられております。従つて、今後たとえ財政需要が増大いたしましたとしても、国家財政の規模が現在程度、即ち国民所得の約一七%を超えることは避けなければなりません。

それでは、国民所得の増加に伴う財政規模に適合した増額或いは他の国家支出の削減による振替えという方法以外に、その所要増加財源を求めるとは現実的に困難だと思つております。例えば社会保険の事務費が四十七億七千八百万円というふうな今年度の予算要求になつておりますが、こういうような点につきましても、或いは行政事務の簡素化その他合理化によつて、半分ぐらいはそうした事務費を節約されるのではないかと、その振替えた財源を以て充たすというふうな考え方でございまして、年々の国民所得が資本形成或いは国家支出及び個人消費のいずれかに帰属して行くものである限り、現状では資本の形成を阻害すると予想されるような社会保障費の過度の増額は許されないと思つております。経済審議庁の調査によりますと、民間資本の形成は前年に比べて一一・二%減、海外の純投資は二〇・九%減、それに對して政府支出は二二・五%増、個人消費支出は一八・五%増加しておる実情でございまして、以上の諸点を勘案すれば、社会保障費用の国家負担限度はせいぜい歳出総額の一〇%が限度であつて、遺家族或いは旧軍人等恩給費を含めても一五%を上廻ることは避けなければならぬ、こういうふうな考えで

要するに社会保障と申しまして、日本としての経済的、財政的の限界点があるという点を強調したのでございまして、従いまして、今回の厚生年金保険法の改正につきまして申し上げたいことは、抗内夫の年金を暫定的に解決しておいて、将来五年先乃至十年先以内日本経済が完全に復興し、自立態勢が確立したときに、総合的な社会保障制度の一環として全面的に年金制度への改正を行うべきである、かように考えております。これが第一の主張でございまして、

来通従り三%に据置かれたといへ、約二倍の労使負担の増加になつております。業種によつてそれと違ひますが、大体七割乃至十一割というふうな考へております、それだけが増加する。この急激なる企業負担の増大は、少くともデフレ政策に協力して、コスト引下げに努力をする企業の企圖に逆行する結果となるというふうな考へております。そこであつて申上げますのが、給付年金の定額制ということを中心とします以上、標準報酬最高額をできるだけ低いところへ持つて来る必要があるでございまして、併し若し改正案をどうしても通さなければならぬとするならば、保険料率との兼ね合いにおいて、現状よりも著しく負担の増加を来たさない範囲で若干の引上、例えば最大限度二割以内の負担増加を認めるとして、最高額を一万二千円に引上げて三%、又は一万八千円とするも、八千円までは現行通り三%の率を適用して、八千円以上の新規引上部分については、二乃至三段階に分けて料率を漸減する、という方法を用いて、急激な負担増を避けることが必要かと思つております。

それから第二点は、老齢年金の給付について、月千五百円というこの定額部分のほかに、賃金に依じた報酬比例部分をプラスした改正案に對しましては、報酬比例の加算を認めないところの月額二千円程度の定額制を主張するものでございまして、勿論この定額制には二十年以上の超過年数についての加算をするという点、或いは原案通りの配偶者又は子についてのいわゆる扶養加算制というものは、その点はこれは認めて行くという、こういう建前で

第一点は改正原案では標準報酬の最高額が八千円から一万八千円に引上げられた点でございまして、保険料率は

でございます。なぜ定額制を主張するかと申しますと、これは我が国に特有な退職金制度というものがござります。その退職金との調整が必要であるという点と、それから日本の経済の特殊性として多くの中小企業も負担し得るところの程度を考へる、そういう観点からいわれるフロー・プロテクションとしての定額制、而もその定額制は適正なる定額制として大体二千円のペー

スを強調したいのであります。又報酬比例を加算するということは、事務的にも非常に煩雑でございまして、事務簡便化による行政経費の節約から申しましても、定額制を採用せらるべきであるというふうに考へております。

それから第三点は、保険料の積立方法でございまして、改正案は実質的には現行の完全積立方式でございまして、賦課式のみを採用することは勿論問題がございまして、賦課方式を主として積立方式を従とする修正賦課方式とすべきでございまして、その方式をとれば現行制度で十分収支が賄える計算が立つのでございまして、現に厚生積立金は八百億円ございまして、これが改正案によりまして、年々三十三億三千万ずつ毎年積立てられて行つて、五年後には三千億近くになり、その後は三百七十五億ずつ保険料が徴収せられて行つて、積立てられて行つて、今から十年後には五千億円以上という龐大な金額を突破する政府積立金が発生するのでございまして、その発生を避けるために必要なのが修正賦課方式でございまして、この改正案によるような龐大な政府資金の集積は、これは民間資金の円滑なる運営を阻害する

虞れがございまして、この方法はとるべきではないというふうに考へております。

それから第四点は、厚生保険積立金の運用の点でございまして、これは厚生保険積立金として資金運用部資金に繰入れられておるのでございまして、その運用使途に關しては全く当局の恣意的判断に任せられておる結果、それが非生産的経費に流れて行く危険があるのであります。現に例えばこれが地方財政に投入されて地方財政の放漫な予算、或いは地方財政の不健全化となつて、これが現れておることは緊縮財政方針に逆行するものではないかと考へております。言ひまでもなく、厚生積立金はこの資金を以て生産と雇用の増加のための産業投資に充当することが望ましいのでございまして、従

いては、別個に予算を編成するか、或いは特殊の運営機関を設けて、労使双方の納得し得る運用措置が講じらるべきではないかと存するのでございまして、又積立金の運用について、その予定利率は国債並に五分五厘まで引上げるべきであり、現行の三分五厘を五分五厘まで引上げることが可能であると思ひのであります。又この五分五厘が確保されていなければ、それはこの改正案の構成そのものが成立しないのではないかと存するに存じております。要するにこの積立金が民主的効率的に運用管理されて、生産方面に有効に還元されない限り、年金制度は結局は生産性と経済性を失つて、いよく社会保障亡國へ転落する危険を持つておるものと言わなければなりません。第五点は、国庫負担の件でございま

すが、社会保険の統合、或いは積立金の合理的運用、或いは給付の報酬比例性の廃止等によるところの行政事務の簡便化等によつて、国庫の経費負担を相当節約し得るのでございまして、それを財源として社会保険費の国庫負担を増額することは可能であると考へております。厚生年金保険の給付による

国庫負担を、そういう意味において現行の一例を二割に増額すべきである。又二割の国庫負担がなくては改正案は成立しないと思ひのであります。併しながら行政事務も節約せず、役人の数が殖え、事務費のかかる改正案をそのままにしておくならば、それは仕事が増え、繰上りが拡大すればするほど、能吏であると言われる独善的官僚主義を露呈したものでございまして、難局に立つ国民経済の現実と睨み合して、一國の社会保障の体系をどういうふうにするのかといつた重大な根本的な問題を総合的には何ら考へが払われていないと言わなければなりません。従ひましてかような官僚主義によつてこの厚生年金保険改正が執行されることになり得ますならば、将来に重大な禍根を残すものであることを強くこの機会に警告したいと思ひのであります。

以上重要な各観点から考へまして重大なる欠陥と危険性を包蔵しておる政府の改正案に対しては、改正案の修正を要するといふよりも、むしろ強く改正に反対すると同時に抗内夫年金の処置だけを暫定的に行うといふことが妥當であるといふことを繰返し強く主張したいと存するのであります。以上であります。

○委員長(上條愛一君) それでは次に日本炭坑労働組合の福井対策部長であります十二村吉辰さんをお願いいたします。

○公述人(十二村吉辰君) 私は社会保険制度確立に対する政府の極めて熱意の乏しいことに対して甚だ不満を持つものでございまして。先ず厚生年金が、民間労働者の窮乏より救済することを基本的精神とするならば、なぜ民間労働者のこの厚生年金が本年一月から支給を開始されるにもかかわらず、今日まで放置した政府の責任を徹底的に糾弾したいのであります。旧憲法によるところの約束によつた旧軍人の恩給は、戦前においてこれが設定されるのは妥當でありました。が、新憲法による何らの国家との約束がない旧軍人に対しては率直に、大將が一万三千万、二等兵が二千万の恩給法が、何ら国民の関心もないうちに勝手盛りにこれが実施されております。我々厚生年金の被保険者は強制保険であつて、自分の意思如何によつてこれを回避することができない。この一点は民主的な、日本の政治が本當に民間労働者にとつて何ら誠意も又重大な関心も払われておらないところのまさに証左でございまして。更に恩給法に至つては、やはりこれも窮乏より救済するを目的とするならば、なぜ我々の年金だけがこのように一方的に論議が集中され、そして現在の国家経済から我々の要求が許容し得ないものとすなれば、なぜ軍人と官公職員の恩給が簡単にこれが決定されておるのか。この点に対して私は非常に不満とするものであります。我々厚生年金に対する基本的な態度

は、飽くまで旧軍人以前に我々が解決されなければならんことは、昭和十六年のこの法施行のときにすでに我々には国家の保障があります。而も戦前戦後を通じて産業再建に対して、国家経済の自立に対して、積極的に我々はこれに協力し、而も零細なる資金の中から我々は保険金を、これを投入し、而も現在八百億円になつておるこの龐大な積立金も、国家財政の面に十分に我々はこの面からも寄与しておるのであります。而も現在の改正法案は、何ら資金的にも政府に対する財源の扶助は年金法よりも高率のものが保障されておる。この比較検討が我々民間労働者に十分に理解されるならば、強制保険に対する反対運動が澎湃として起るのではないかと存して我々は憂慮いたします。

以上の観点に立つて我々被保険者の基本的な態度は、憲法二十五条の精神と社会保険制度勸告並びにILOの社会保険最低基準の条約並びに生活保護法のこの扶助以上のものを我々は要求したいのであります。

以上の基本的な観点に立つて、具体的に現在の政府改正案に対して被保険者の要望を申し上げたいと思ひます。先ず第一点に標準報酬でございまして、改正案によりまして最高が一万八千円になつております。これは少くとも現在の我々民間被保険者と同じレベルにある船員保険が三万六千円でございまして、我々の政府案が一万八千円といふことは如何なる根拠に基くものであり、この労働力の喪失後に対する恩給法にこのよらなハンディキャップがあることは全く不満とするもの

でございますので、少くとも標準報酬は船員保険の三万六千円以上を要望いたします。

次に給付でございます。給付は飽くまで現在の厚生年金制度が確立されるまでは少くとも定額制を加味したものを要望いたします。理由をいたしましては、現在の我々の生活は、定額一本であるならば、完全なる社会保障制度が確立されるまでは、少くとも零細な我々の積立金が相当高額なものとして現在大蔵省の預金部資金で運用されておる限りは、現行賦課方式でない限り、完全積立方式をとる限り、我々のこの積立金に対して寄与しておるこの努力に対するそういう一つの所得再分配の見地からいつて報酬比例制を加味したものを要望いたします。

次に三項目としましては老齢年金についてでございますが、少くともこの点が我々の労働力喪失後の窮乏を救済するところならば、ILOの四〇%を下廻らない、これ以上のものではなくては現在の物価高からいつて到底我々の生活は保障されるものではございません。最前申上げた生活保護法の扶助よりも下廻るようなような金額であつては、少くとも強制保険として、任意加入でない限り、この被保険者の保険に対する積極的な加入を要する面からいつても、厚生年金の根幹をなす老齢年金の給付が現行のような非常に低額なものであつては、我々として全く不満とするものでございますので、少くともILOの四〇%以上を下廻らない程度を要望いたします。

次に障害年金についてでございます。この障害年金は、完全に何ら身体に障害を残さずしてそうして停年によ

つて老齢年金を頂く者よりは、障害によるこの労働力の喪失は、再び軽労働にも復職できないところの、例えば足を一失い手を失つた方、この方も当然家族の生活を見なければならぬ。又日常生活は、片手を失つた者、自分の身体が年齢により労働力の低下を伴つたと言ひながら完全な軽労働に就き得る、この老齢年金の給付者と障害年金の給付者はこの意味において十分の考慮を払つて頂きて、少くとも老齢年金以上のこの障害年金に対しては特例を考慮して頂きたいと思ひます。

次に第五点目は、遺族年金でございますが、改正案によりますと、生活保護法の二級地の場合よりも下廻つております。この点も最前申上げた通り、生活保護法の何ら国との約束のないものよりもこの遺族年金の給付が下廻つておることは誠に不満でございますので、生活保護法の二級地以上のこの措置を講じて頂きたいと思ひます。

次に脱退手当金でございますが、一応は尊重すると言つておりますが、仄聞するところによりますと、これが改悪されようとしておるやに聞いておりますので、この点も特に女子労働者にとつては、日本の産業構造からいつて、再度職場に復帰する、そういう公算が極めて乏しいのでございますので、これはまさに過去の統計が立派にこれを裏証しておりますので、この点は是非とも存続して行きたいと思ひます。

以上要点を申し上げまして、最終的なお願いをいたしましては、厚生年金の積立金のこの管理でございますが、現在の日本の財政政策からいつ

て、我々の要望するこの給付の引上げが到底可能性がないように我々は聞いておりますが、少くとも八百億円に「なん／＼」とするところのこの積立金の運用が短期の場合は三分五厘において政府の預託銀行において十分にこれが利用されておるやに聞いております。たとえ短期間といへど、この厚生年金が存続する限りコンスタントに三分五厘のこの低率なる利息が一方的に、我々被保険者には何ら考慮を払わず、政府が「／＼」の面においてこれが使用されておることを全く不満とするものでございます。平たく申上げるならば、少くとも被保険者はこの積立金に対して重役の立場にあるものでござい

ます。この重役の立場にある勤労者が、還元融資として勤労者住宅資金としてお借りすときは六分五厘でございます。重役に対しては六分五厘であつて、縁のない赤の他人の人は、政府が三カ月三分五厘でコンスタントに使つてゐることは、組合保険の存続する限りは恒久的な三分五厘でございます。このような運用は全く我々の不満とするものでございます。而もその他最前公述人の方から申された通り、この使途においても特定の企業家に、開発銀行の資金になり、或いはその他我々の労働条件の維持改善とか、社会保障制度の確立の面には何ら縁遠いところの特定産業資本或いは金融資本家に活用されてゐる面がございます。国家は、又一部経営者は、現在の日本の経済機構、或いは経済自立の見地からいつて、社会保障制度の財政負担の捻出は何ら方途がないと言つておりながら、例えば製糖工業会に投資された金は開発銀行から流れておるやに聞いてお

ります。現在砂糖に例を取つたならば、年間八十万トンの需給計画に対して三百三十万トンの生産設備があるやに聞いております。この生産設備に対しては過剰投資は絶対やらないと言つておりながら、老犬なところの財政投資がなされておるやに聞いております。このような資金がどこから流れておるか。厚生年金の八百億或いは失業保険積立金の二百五十億円、民間産業の被保険者が零細なる賃金から差引かれたところの保険金が、各界の民間保険の積立金が政府の三分五厘或いは五分の低額利息を以て高度に活用され、而も過剰投資をやる。このようなたまたまな財政投資がされて、そのしわ寄せは高率なる生産コストとなつて現われ、そうして我々の日常生活を圧迫し、国民生活を「／＼」窮乏に落し込んでゐるのが政府の財政政策でございます。

更に貿易政策に至つては、なけなしの外貨の四分の一が自由貿易の枠においてこれが割当てられまして、日本経済の積極的な確立とはおよそほど遠いところのバナナを買つたり、砂糖を買つたり、完全に食つてしまふところの消費財を買つて来るのが現状でございます。このようにして日本の国際収支はますます「／＼」破綻のどん底に落ち込み、而もオプン・アカウンントにおけるインドネシアに対しては龐大な貸越残高があるやに聞いております。果してこのような財政政策によつて日本の産業再建ができるかどうか。我々が営々として職場に働きながら零細なる賃金から割愛されたところの賃金が、そのようなたまたまな財政政策によつて、ますます日本の経済自立を獲慮す

べき段階に追い詰めつつある。この政治の貧困からもたらされて、零細なる我々の窮乏しつゝあることにすら財源がないといふことに對しては、私は全く不満とするところでございませう。できることならば十分に貿易政策、物価政策、資金政策に對して良心的な、もつと愛すべき、労働者に対する理解ある政策をとつて頂きたい。あの汚職、あの一pointsからいつても財源がないといふことは、被保険者としては全く了解に苦しむものでございませう。

このようない見地から財政政策の面において、いつまでも民間保険であるところの厚生年金の積立金のみが大蔵省の預金部資金として、お手盛り式にこのような財政政策の中に懸置されることを一日も早く政策としてこれを解決して頂きたい、我々のささやかな要望に是非とも応えて頂くことをお願い申し上げまして私の公述を終りたいと存じます。

○委員長(上條愛一君) それでは次に読売新聞社の論説委員の喜多村浩さんにお願ひいたします。

○公述人(喜多村浩君) 私は社会保障の専門家ではございませんけれども、国民の一人として、又日本の経済の将来といふものに非常な関心を持つております。経済学者の一人として、本日求められました厚生年金保険法の改正法案につきまして若干の意見を述べさせていただきます。まず最初にこの問題に取組むべき基本的な構想と申しますが、基本的な観点の問題でございますが、これは私は飽くまで長期的な社会保障計画というものが必要であるという前提の下から

出発したい。これは言葉ではよく言われておりますけれども、その意味が果してあらゆる国民の部分に理解されているかどうかと申しますと、甚だ疑問としなければならぬ。長期的な社会保障計画が何故に日本において必要とされるか。その意味は、従来の日本の社会といふものが非常に遅れた前近代的部分を持つていたために、経済の問題、先ほどから非常に強調されております生産性の問題、そういうことが常に前近代的な構造にしろ寄せられて解決されてきた。ところが新らしく日本は近代社会として発足したわけであります。今や昔の家族制度というようなものにあらゆる社会的な矛盾の負担をかけるわけには行かなくなつて来た。従つて私どもは今日合理化とか生産性の向上とかいうことを考えます場合に、先ずその基礎となつておる社会的な構造から考えまして、この長期的な社会保障計画が絶対に必要である。これがなくては健全な社会といふものが存立し得ないのだという認識から出発したいのであります。

言うまでもなく、短期の景気の見通し、そういうようなことから考えますならば、日本の経済が非常に困難にぶつかつてゐる。これはよくわかるのでありますけれども、こういう短期的な困難の前に長期的な大きな見通しといふものを一時たりとも忘れてはならないのだらうと、こういうふうな考えますので、先ほどの経営者のお立場には、これはその点がはつきりと十分には理解されていなかったように思ふのであります。つまり社会的な平和、本當に健全な社会を作つて行くために、もはや昔の社会的な、何と申します

か、脊骨がないわけでありまして、従つて新しい脊骨を中に入れて行かなければならぬ。従つてこの場合には若干の負担増加は、これは国民の誰もが受入れなければならないことじやないかと、而もその可能性は十分に残されてゐると思ふのであります。

日本の社会、現在の経済が如何なる任務を負うか。軍備の問題も出て参りますし、そのほか経済の内部構造を要する大きな費用も出て参りますけれども、それらを負担する能力がある限り、一方の極には必ずや社会保障の安全のための費用、これを負担する能力はあると考えるのであります。まさに経済状態の悪化が憂えられれば憂えられるほどその他方の極には社会保障が生きて行かなければならぬ。そういう立場からこれは今日の経済状態、日本の経済力と申しますか、そういうものを前提といたしまして、日本の経済はそれだけの社会保障に進むべき力を持つてゐるというふうな考えるのであります。

従つてこの問題に現在取組みます根本的な立場をいたしまして、単に戦後のインフレーションによつて従来の体系が崩れた、それを暫定的にギャップを埋めるといふだけにとどまつてはならぬ。これは暫定的な措置であつてはならないのであります。必ずや長期的な計画を目指すものでなければならぬ。と、こらういふふうに考えるのであります。但しその長期的な目標を持つといふことと、それから現在から長期的な目標に参ります道程をどういふふうにかけるかといふことは、これは別問題である。私は今回の改正案が必ずしもこの長期的に望ましい社会保障の目

標をいたしまして十分なものであるとは決して考えないのであります。

ILOの最低基準は未熟練工の賃金の四割といふことになつておることは御承知の通りであります。今日未熟練工を日本の場合にどこに求めるか甚だ問題があります。やはりニコヨンといふような者をつとめますならば、七千円なり八千円なりというものが月の収入になります。そうしますと、その四割をいたしましてどうしても三千円というものが最低にならなければならぬ。そういう意味で今回の改正案が十分な要請を充たしてゐないといふことは明らかでございます。

従つて若し今回の改正案がそのまま採択されるといたしまして、その裏にはやがて望ましい形の社会保障計画に近付いて行く用意がなければならぬのではないかと、その場合に、現在まだ十分に整えられていないと考えるのでありますけれども、もつと綿密な統計的な準備が必要であらう。例えば特殊な雇用部門における労働者の、つまり特殊な職業別の余命年数の統計でありますとか、或いは階層別、雇用別の傷害率といふような、そういう統計をこれから十分に事務当局においてもお捕えになりまして、その上に立つて長期的な計画を是非お立て願ひたい。これが根本的なこの問題に対する態度であります。

次に老齢年金につきまして問題になつております重要な一点は、給付の基本原則でございますが、それが定額制であるべきか、或いは報酬比例制であるべきかといふ問題であります。社会保障の立場から申しまして、従来のような報酬比例制一本でいけないこと

は、これは明らかであります。又報酬比例の給付に對しまして国の補助があるといふことは、これは取りも直さず公平の原則にも反することになります。従つてこの報酬比例制一本で行くといふことには勿論問題があつたわけでありまして、逆に定額制一本でよろしいかと申しますと、この点も現在の段階ではまだ疑問であるのではないかと。勿論社会保障の理想から申しますならば、定額によつて最低の生活を保障するといふのが正しいのであります。ところが、一足飛びにその段階にまで参り得る日本の社会ではないと思ひます。と申しますのは、日本の社会におきましては所得の分配が非常にかけ離れてゐる。若干の西欧諸国、例えばスイスとか、スウェーデンといふ国々のように均等化されてはゐないのです。その場合に固定額の料金を徴収いたすといふことになりまして、年金制度が多額の国民にとりまして実質的な意味を失つてしまふ。で、単に救済法と申しますか、プーア・ロウといふ色彩を持つようになつてはならないか。これは一応理論的には合理化できることではありますけれども、私が慮れるのは、そういう仕方でこの年金保険といふものが国民にとつて意味のないものになるといふことが一番恐ろしいことである。これを何とかして避けなければならぬ。こ

ういふふうに思ひますので、現在の段階におきましては報酬比例制をやはり加える。それはつまり保険という意味を十分に生かすことではあります。そういうことによつて、年金制度を国民的な関心の下に生きたものとして育てて行くことを考えなければならぬのではないかと。この定額制といふ問題に

つきましては、これを保険料負担を現在よりも切下げる、而も非常に低い定額にするといふような考え方は、この場合には絶対的に廃止したい。併しながら問題は年金給付額の絶対額なんでありまして、これは私は猶くまで生活保護法の生活扶助額を下廻るようなことのないように、先ほど申しましたILOの最低基準に十分に合致するほどのものにして行きたい。従つて若し定額制と比例報酬制とを併せ用ゐるといふたし、定額制が改正案に盛り込まれておりました一萬八千円よりも更に上廻ることが絶対に必要であらう、できるならば定額が三萬六千円程度のものが望ましいと思ふのであります。併しながら、そこまで一足飛びに行けない場合には、暫時これを中間的に上げて行くことが絶対に必要であらう。この定額制が非常に低い、或いは年金給付額が低くてよろしいという議論が理由として持出します一つの事情に、退職金制度といふものがございまして、各企業中心に考えまして恩恵的な性格を持つものである。従つてこれに重点を置くのではなく、むしろ反対に、社会的な、社会の負担、社会の責任としての社会保障、生活保障の考え方の方に重点を置くべきであります。従つて退職金は、むしろ国民的な年金制度の附屬物といふふうな考えで行かなければならぬ。若しこの退職金制度といふものがあるからと申しまして年金額を小さくいたしますならば、これはむしろ低所得者が非常に多い中小企業の負担が過大になる虞れがある。これは社会的に大きな問題だと考えるのであります。

次に、老齢年金の開始年齢の問題でございませうけれども、これは大体外国の例を見ましても、その国民の平均寿命よりも非常に下廻る。例えば十年近くも下廻るような、そういう若い時から年金をもらつて隠居するという制度はどの国でもございせん。それはつまり働く国民を作る、これがこれからの日本の経済にとりまして最も大事な観点であります。五十五歳に就いては隠居するというそういう社会ではなくて、従つて今回の改正案に盛り込んであります七十歳まで延ばしたという点は、私は根本的に賛成なのであります。日本の人口もこれも自然的に西欧型の人口構成に移りつつあるところでございます。従つて将来も十年先には日本の人口構成ががらりと變つて参りまして、何と申しますか、子供の割合が少くなり生産年齢が多くなる。やがてもう少しいたしますと、今度はこの老齢人口の割合が非常に大きくなる予想が立てられるわけがあります。従つてそういう場合に、飽くまで五十五歳で年金を受取るという建前を持ち続けることは、国民経済的に大きな損失、これこそ正に国民の働ける能力を浪費することになるわけがありますから、これは避けなければならぬ。但し現在の社会におきまして、いわゆる停年制というものがまだ五十五歳に定められていてところが非常に多いわけでありまして、それを六十歳まで持つて行くという場合には、相当慎重な考慮が必要であらう。それはやはり段階的に或る一定の期間を置いて考へるといふ改正案の含みは妥当であらうと考へるのであります。又資格期間であります、これは或

いは二十年というのではなしに十五年に短縮することも考へてもいいのじやないか。これは社会が進むに連れまして、長期的な傾向といつたしまして労働が強化されて来る。従つてこの二十年という期間を置くことは必ずしも必要ではない。而も経済的な影響は比較的に小さくて済む問題であらうと思つてあります。標準報酬につきましても、或いは改正案の一万八千円よりもまだ引上げる余地があるように考へられるのであります。一見無理のように見えながら、例えば簡易保険が立派に成立していることを考へますならば、標準報酬を上げるといふほうの努力を続けてもよろしいように考へられるのであります。これは非常に大きな問題であります。長期的な社会保障計画に参ります前提といつたしましては、日本の経済の特殊性からいましては、従業者五人以下の事業者或いは自営業者といふものこそ社会保障の対象にしなければならぬ、社会保障の網の中に組入れられなければならぬ。第一の階層なのです。これは日本の経済が特殊な構造を持つていて、このことから出て参りますが、従つてその方向に一步でも近附けるような考慮を是非改正案の中に入れて頂きたい。そしてやがては国民の誰もが、例えば農業であれ、林業であれ、任意に、例えば郵便局などに加入できるような任意保険をも併設すべきではないか。そして何よりも先ず大事なことは、国民がこの年金保険を自分たちの問題だといふふうに考へられるように仕向けて行くことである、そうでない限りはこれが如何に立派な言葉を持つておりましたも、国民の制度といつたしましては死

んで参ります。そういう点から申しましても、この保険という要素を現在の段階ではまだ強く生かして行くことが必要である、従つてこの脱退手当の問題、これも改正案では取入れられるようになったのであります。これを存続することは極めて妥当であり、教育的な効果が非常に大きい、こういうふうに考へるのであります。最後に、積立金方式、或いは賦課方式、或いは修正賦課方式という問題でございませう、明らかにインフレシヨンという状態になりますと、積立金制度はこれは全く無力であります。併しこれはあらゆる保険につきまといつての危険でありまして、これは避けることはできない、どういふふうに考へます。何よりも日本のインフレシヨンの危険といふものが資本の蓄積の不足に基因している限り、そこに私どもは今回の現在の段階の国民経済の立場から考へまして、改めて積立金制度の一つの長所を考へるべきではないか、つまりアメリカとか、イギリスとかいうような進んだ資本主義国、いわゆる成熟経済といふところにおきましては貯蓄が過剰の傾向がございます。従つてそういうところにおきましては、純粋の賦課方式といふものが意味を持ち得るのであります。つまりそれによつて消費性の低い層から高い層に国民所得に再分配が行われる。併しなから資本の不足に悩んでおります日本のような国におきましては、まさにこういう積立金制度こそ資本形成の非常に大きなチャネルである、道である、こういうふうに考へるので、問題は資本蓄積が民間の資本蓄積と競合するかどうか、この点であります。こ

れはそのやり方によつては十分に調整できるというふうに私は考へ、むしろこの積立金を三十年くらいに間に全部食いつぶしてしまふというふうな見通しを立てられませう賦課方式によりますならば、これは現在の段階では社会保障そのものの経済的な負担を危うくするものと言わなければならぬ。従つて問題は積立金の運用にあるわけでありまして、この点につきましては、先ほどからいろいろ御意見がございましたように、出資者の意見が十分に反映するといふような制度で運用されなければならぬことは明らかであります。従つてこの場合に審議会の勧告にありましたような特殊法人に管理を任ずるといふ方法でありまして、又先ほどの御意見にもありましたように、国民経済的な利益のために還元する。これは直接に被保険者の福利施設に還元するだけでなくてよろしいと思ふ。むしろ広い立場からした国民経済的な課題のためにこの資金を利用するといふ方法を講ずべきではないかと思ふのであります。

最後に、一番重要なのは生産性の問題で、日本の経済が現在のような場合には、社会保障の負担を耐え得ないといふ議論があるわけでありまして、又社会保障制度といふものは生産性を阻害するといふ御意見もあつたわけでございます。けれども、これは或る段階まではむしろ社会保障によつて労働の生産性が高まるという可能性が十分にあることを忘れてはならぬ。つまり現在日本が合理化をして行こうという場合に、真先に失業の問題が出て来るわけでありまして、真先に合理化の前提としてそういう社会保障制度が絶対に要求されておるのではないかと、こういうふうに考へるのであります。

総括的に申しますならば、この改正案には非常に多くの健全な考へ方が現実に即した形で盛り込まれておると考へます。従つて先に述べました若干の批判点を留保いたしまして、私は厚生年金の改正法案を支持したいと考へるのであります。但しこれは本当に合理的な長期的な計画の体制になつておらないのであります。従つて飽くまでも過渡的な、一つの段階的な長期的な目標に進む一つのステップとして考へて行きたい、そういう意味で弾力性を持たしたものにしなければならぬのではないかと、これが私の今日申し上げたい意見でございます。

これで終ります。

○委員長(上條愛一君) それでは只今までの公述に対して質疑をお願いいたします。

○有馬英二君 私は湯淺さんに伺いたいと思ひます。定額制を御推奨のようでありましたが、定額制は勿論結構であります。が、報酬比例を加味するといふことに結局反対されるということでありませうか、そして結局今度の改正案には賛成できないといふように伺つたのであります。その点如何ですか。

○公述人(湯淺佑一君) 実は今回の改正案の内容に對しましては、今御指摘になりましたような定額制プラス報酬比例制度という非常に重大な問題を含んでおるのでございまして、この点につきましては、私どもの意見は定額制一本といふことを原則とするのであります。報酬比例制といふのは、現在

日本の現状として退職金というものが、すでにいわれる退職金制度であるというふうに考へておられます。これを調整して行かなければならぬ。つまり退職金制度を全廃してしまつて、そうしてこの厚生年金一本で行くということができますれば問題は別でございますが、私どもの見通しでは、今後少くとも二十年、三十年間というものは、日本の現状として退職金というものをいづ／＼労資の關係から考へましても、これを廃止するということとはできない、こういうような観点からおの／＼の企業の実情に従つて定額制の上に積重ねて行く、こういう考へ方でありまして、報酬比例制というものを加へるということには全面的にこれには反対なのであります。定額制一本で行くということでありまして、そこに重大な欠陥を持つておる。この改正案に重大な欠陥がある、そういう点を実は強調したわけでありました。そういう意味ではこの改正案には根本的に反対である。併し仮にこの改正案を採択されるならば、それに副つて最大限度までこれを修正を加へて行くならば、どこまで是認して行けるかというふうな可能性について第二の主張として、先ほど実は申し上げた通りなのでございます。

○公述人(湯淺佑一君) この中小企業の退職金問題につきましては、そうした厳密な統計は実はないのであります。併しながら特に私、大阪のほうにありまして、大阪方面に非常に中小企業が多い状態をいつも見ておるのであります。漸次現在の社会通念として、中小企業としても、まあ先ほど功勞報償、いわゆる功勞金であるとかいふふうな御意見もございましたが、同時にやはり老後の生活保障といふような意味も加味したいわけの退職金という制度を中小企業といへども漸次採用して来ておるといふのが現状ではないか、併しながら、その退職金の程度はこれはもう大企業と比較いたしますると問題にならないほど低い程度である。まあ仮に十五年勤続なら十五年勤続の従業員が退職した場合に、上は二百万円ぐらいも出す企業もあるし、又下のほうでは十万円そこ／＼も出せないというふうな非常に幅の広いのが実情ではないか、従いまして、その程度の差はございまして、退職金制度といふものは漸次普遍化されておるといふこと、同時にその中小企業といふものの負担能力といふもの、勢い大企業とこれは非常に違ひるのでございまして、そういう観点から、この中小企業の負担し得るところの定額制といふのが私の主張の要点でございます。従いまして大企業の観点から考へた月額三千円とか、四千円とか、つまり報酬の110の基準の四〇％というものは大企業には適用することが可能である、むしろ逆に中小企業がそういうよりな基準を執行するといふことはこれは非常にむづかしい、そういう意味において実は先ほど月額二千円程度と

いうベースを実は申し上げたような次第でございます。

○委員長(上條愛一君) まあ年金が定額一本で行くといふことを、これはまあ国民年金とするようになって、国民全体が年金制度の恩恵に浴するといふ場合には、これはまあ定額一本といふことが妥当になると思ひますが、今一つ現状において定額一本といふことが多少無理ではないかと思はれる点、保険料がやはり報酬の何％と、こいうことになつておりますから、そこで労働者側も経営者側もそうだと思いますが、負担は自分の報酬に比例しておるのに、もう一方の場合には何人もこれは一定に受けるという点に多少私どもは無理があるのではないかとこいうふうに思はれるんですが、これはまあ定額制一本といふことになれば、保険料の問題と関連して来ると思ひますが、この点はどうでありましようか。

○公述人(湯淺佑一君) その点は仰せのように非常な問題点だと思ひますが、結局先ほど申しましたように、その場合のつまり標準報酬の最高限度、最高額、これをできるだけ低く持つて行くといふことが実は条件なのであります。そうして勿論定額制一本でございまして、まあ先ほど私は二十年と申しましたが、これは十五年といふことを申しても差支ないと思ひますが、十五年以上なら十五年以上、或いは二十年勤続以上なら二十年勤続以上の分に対してのいわゆる年数加算、それから扶養加算といふようなものを勘案して参りました場合に、私はその点については、多少そうした今おつしやいましたような非常に幅の狭い報酬比例と申しますか、といふものの負担がそこに加わりましても、そこにその矛盾はそう感じないのじやないか、まあそうした定額一本と申しましても、今の年数加算、それから扶養加算といふものを勘案すれば、やはりそこに多少の幅を、若干の幅をやはり認めておかなければ、それだけの余裕が出て来ないのじやないか、こいうふうな考へ方でございます。勿論原則は定額で支給する以上は、給付する以上は定額で保険料を徴収するといふのは、これは全く理窟としてはおつしやる通りだと思ひます。併し実情として、今私が申しましたようなやはり事情を勘案しなければならぬといふふうに考へまして、実は今の幅をできるだけ低くする。従つて最高限度を先ほど私が申し上げましたが、八千円から一万八千円に引上げた原案に対しては、最高限度一万二千円くらいでそれとどめてもらいたい。こいうふうには実は先ほど申したような次第であります。

○委員長(上條愛一君) かように、この点についてはさういふことになるかと、国家の負担を増すか、税率を上げるとかといふようない／＼な問題が起つて来るのであります。この点はそれとして、いま一つ喜多村さんにお尋ねしたいのは、開始年齢の問題でありまして、おつしやるように日本の国民のこの年齢といふのは漸次長くなつて来るという実情にもありまして、現在の五十五歳を六十歳に上げて行くといふこともさういふ論拠にあると思ひますが、ただ一つ現状で例の停年制の問題が五十五歳と、こう日本ではなつておるわけなんです。それで一方五十五歳で停年になつて職場をやめる。そ

らえない、こいうことになるかといふと、その五年間の生活をどうするかといふことであります。併し実際として五十五歳でやめても他の仕事について六十歳までの生活の途を講じ得る、こいう意見も実はあるわけでありま

す。但し一面、日本の実情として考へなければならぬ問題は、八千五百万といふまあ人口が日本にあつて、それで失業者が相当今は増えると思はなければならぬ、そこで他の五十五歳で職場を停年によつてやめて、その後主として自分の生活を求め得るような職業が見つかるか、見つからぬかといふ問題が相当問題になつて来るのじやないか、そこで現状においては停年制といふ関連もあつて、五十五歳を今直ちに六十歳に引上げるとこいうことの無理があるのじやないかといふふうな論議もありますので、こいう点についての御意見は如何でしうか。

○公述人(喜多村浩君) ここにやはりこの現状と、望ましい長期の目標との間のギャップが出て来ると考へます。で、私はやはり停年制、原則といひましては停年制が一般に六十歳に延びたといふときに、開始年齢、老齢年金の開始年齢も六十歳に現実延びるといふような調整された実行方法が考へられ得るのじやないか、割合に樂觀的に考へておるのであります。現在直ちに六十歳で実施するといふことは、これは大きな問題があると思ひます。今委員長の言われましたような、こいう考へから私は必ずしも現在すぐ六十歳にするといふことには賛成しないのであります。但しほかの仕事と申しますが、現状をよく見ますと、殊に官吏の恩給でございしますが、これは

非常に困つた現象が方々にあると思ふのでありまして、恩給制度は御承知のように他に仕事があるなしにかかわらずもらへるような仕組みになつております。非常に多くのケースにおいて、片

場合に、労働組合の中のいわゆる労働者でございませう。炭鉱坑夫たちはどういふ現象になるのでございませうか、このことをちよつと詳しくお話を

労働力の喪失者に対する窮乏を救済する意味からいつては、やはり根本的に精神が違ひますので、退職金と年金とが加味することは現状においては理論上においてもこれは妥当性がないので

らない。いま一つは停年制が五十五才でございませうけれども、五十一才でやめるところも相当ある。女の場合などは四十才くらいになりますと、殆んど最近強制的に退職を強要されておる

ども、本当はやはり人口こそが日本の経済の資源でありますから、これを本家に政策的に使う方策を考えるのが国家の立場ではないか。勿論婦人の場合にはこれは特別の事情があると思ひま

方では十分な仕事を持ちながら恩給として毎月二万円程度のものをもらつてゐるという方が非常に多いのじやないか。これは私は将来社会保険制度が総合的な社会保険制度に統合されて行く過程において整理されて行かなければならないことだと考へるのであります

〇公述人(十二村吉辰君) 定額制の問題でございませうが、この点は現状においては定額制一本が理想としては正しいかも知れませんが、我々被保険者の立場から申上げますと、保険金は比

例によつてかけるので、やはりこれは定額一本であるというよりは、少くとも最低賃金法が確立され、或いは保険法がもとアメリカの場合のように十分にとにかく考慮の払われた拡充強化されたところのそういう制度が設けら

るべきでは、更に日本のような経済機構が、もたらつて来たトマトの苗のように非常に根の浅い機構の中において、やはり報酬比例制と二本を加味して行かなければならぬと考へます。更

〇藤原道子君 そういうことができれば私も又考へようがあるののでございませうが、先ほど喜多村さんは、この法案には賛成であるというふうなことをお

ときと、それから老齢年金をもらへる時期との間のギャップがないようにしなければならぬ。先ほど問題になつております退職金との間を埋めるといふ考へ方もございませうと思ひますけれども、それは飽くまで副次的に考へて行かなければならぬ。そして老齢年金の現実的な開始をやはり停年制が社会的な通念として伸びて行く速度に従つて調整して行くという含みをお願いしたいのであります。お答えになりまし

〇公述人(十二村吉辰君) 定額制の問題でございませうが、この点は現状においては定額制一本が理想としては正しいかも知れませんが、我々被保険者の立場から申上げますと、保険金は比

例によつてかけるので、やはりこれは定額一本であるというよりは、少くとも最低賃金法が確立され、或いは保険法がもとアメリカの場合のように十分にとにかく考慮の払われた拡充強化されたところのそういう制度が設けら

るべきでは、更に日本のような経済機構が、もたらつて来たトマトの苗のように非常に根の浅い機構の中において、やはり報酬比例制と二本を加味して行かなければならぬと考へます。更

〇藤原道子君 そういうことができれば私も又考へようがあるののでございませうが、先ほど喜多村さんは、この法案には賛成であるというふうなことをお

〇安部キミ子君 私は十二村さんにお尋ねいたしますが、先ほど定額制の問題と、只今停年制の二つの問題が出ましてお二人の御意見が出ましたが、その場合にあなたは実際に労働組合のほうから出ておいでになるようござい

〇公述人(十二村吉辰君) 炭鉱だけでは、地上労働者いわゆる事務労働

〇藤原道子君 私喜多村さんにお伺いしたいのですが、先ほど来の老齢年金の開始年齢でございませうけれどもあなたの先ほどの御意見から参りますと、外国でも云々というお言葉があつたわけなんですけれども、私外国人と日本人との体力と申しましうか、そういうものの相違も一つ考へられる。いま一つは平均寿命が延びましたことは、乳幼児の死亡率が非常に激減して来た

〇公述人(喜多村浩君) 外国との比較の問題でございませうけれども、私は最近の日本人の身体というものを考へまして、その目立つて見劣りがしてゐるようには考へておらないのですが、これは専門的な医者の見地からやはり考へなければならぬ点でありまして、社会学者が決定的な発言をすることは恐らくできないように考へます。業種によりまして勿論五十五才で

〇公述人(十二村吉辰君) 炭鉱だけでは、地上労働者いわゆる事務労働

〇安部キミ子君 私は十二村さんにお尋ねいたしますが、先ほど定額制の問題と、只今停年制の二つの問題が出ましてお二人の御意見が出ましたが、その場合にあなたは実際に労働組合のほうから出ておいでになるようござい

〇公述人(十二村吉辰君) 炭鉱だけでは、地上労働者いわゆる事務労働

〇藤原道子君 私喜多村さんにお伺いしたいのですが、先ほど来の老齢年金の開始年齢でございませうけれどもあなたの先ほどの御意見から参りますと、外国でも云々というお言葉があつたわけなんですけれども、私外国人と日本人との体力と申しましうか、そういうものの相違も一つ考へられる。いま一つは平均寿命が延びましたことは、乳幼児の死亡率が非常に激減して来た

〇公述人(喜多村浩君) 外国との比較の問題でございませうけれども、私は最近の日本人の身体というものを考へまして、その目立つて見劣りがしてゐるようには考へておらないのですが、これは専門的な医者の見地からやはり考へなければならぬ点でありまして、社会学者が決定的な発言をすることは恐らくできないように考へます。業種によりまして勿論五十五才で

〇公述人(十二村吉辰君) 炭鉱だけでは、地上労働者いわゆる事務労働

〇安部キミ子君 私は十二村さんにお尋ねいたしますが、先ほど定額制の問題と、只今停年制の二つの問題が出ましてお二人の御意見が出ましたが、その場合にあなたは実際に労働組合のほうから出ておいでになるようござい

〇公述人(十二村吉辰君) 炭鉱だけでは、地上労働者いわゆる事務労働

〇藤原道子君 私喜多村さんにお伺いしたいのですが、先ほど来の老齢年金の開始年齢でございませうけれどもあなたの先ほどの御意見から参りますと、外国でも云々というお言葉があつたわけなんですけれども、私外国人と日本人との体力と申しましうか、そういうものの相違も一つ考へられる。いま一つは平均寿命が延びましたことは、乳幼児の死亡率が非常に激減して来た

〇公述人(喜多村浩君) 外国との比較の問題でございませうけれども、私は最近の日本人の身体というものを考へまして、その目立つて見劣りがしてゐるようには考へておらないのですが、これは専門的な医者の見地からやはり考へなければならぬ点でありまして、社会学者が決定的な発言をすることは恐らくできないように考へます。業種によりまして勿論五十五才で

〇公述人(十二村吉辰君) 炭鉱だけでは、地上労働者いわゆる事務労働

〇安部キミ子君 私は十二村さんにお尋ねいたしますが、先ほど定額制の問題と、只今停年制の二つの問題が出ましてお二人の御意見が出ましたが、その場合にあなたは実際に労働組合のほうから出ておいでになるようござい

〇公述人(十二村吉辰君) 炭鉱だけでは、地上労働者いわゆる事務労働

〇藤原道子君 私喜多村さんにお伺いしたいのですが、先ほど来の老齢年金の開始年齢でございませうけれどもあなたの先ほどの御意見から参りますと、外国でも云々というお言葉があつたわけなんですけれども、私外国人と日本人との体力と申しましうか、そういうものの相違も一つ考へられる。いま一つは平均寿命が延びましたことは、乳幼児の死亡率が非常に激減して来た

〇公述人(喜多村浩君) 外国との比較の問題でございませうけれども、私は最近の日本人の身体というものを考へまして、その目立つて見劣りがしてゐるようには考へておらないのですが、これは専門的な医者の見地からやはり考へなければならぬ点でありまして、社会学者が決定的な発言をすることは恐らくできないように考へます。業種によりまして勿論五十五才で

〇公述人(十二村吉辰君) 炭鉱だけでは、地上労働者いわゆる事務労働

〇安部キミ子君 私は十二村さんにお尋ねいたしますが、先ほど定額制の問題と、只今停年制の二つの問題が出ましてお二人の御意見が出ましたが、その場合にあなたは実際に労働組合のほうから出ておいでになるようござい

〇公述人(十二村吉辰君) 炭鉱だけでは、地上労働者いわゆる事務労働

〇藤原道子君 私喜多村さんにお伺いしたいのですが、先ほど来の老齢年金の開始年齢でございませうけれどもあなたの先ほどの御意見から参りますと、外国でも云々というお言葉があつたわけなんですけれども、私外国人と日本人との体力と申しましうか、そういうものの相違も一つ考へられる。いま一つは平均寿命が延びましたことは、乳幼児の死亡率が非常に激減して来た

〇公述人(喜多村浩君) 外国との比較の問題でございませうけれども、私は最近の日本人の身体というものを考へまして、その目立つて見劣りがしてゐるようには考へておらないのですが、これは専門的な医者の見地からやはり考へなければならぬ点でありまして、社会学者が決定的な発言をすることは恐らくできないように考へます。業種によりまして勿論五十五才で

〇公述人(十二村吉辰君) 炭鉱だけでは、地上労働者いわゆる事務労働

者以外の筋肉労働者は四十歳以降非常にとにかくもう月収が減つて来ます。

というのは、現在には能率賃金でございすので、特に炭鉱の場合は地下産業として特殊な職場環境にございすので、特に労働力の喪失が激しいために報酬が減るんでしようが、これは何も炭鉱だけでなく、強弱の度合はございすますが、筋肉労働者の一般傾向としまして、非常に四十歳以降もう急激にそれが減つて来ます。その結果年金をもらう場合或いは労災の業務上の補償をされる場合でも、四十歳以降の業務上の補償は極めて低額でございす。

す。というのは、補償事由の発生した前三カ月でございすから、四十歳以前前の業務上の補償と四十歳以降のそれは極端なアンバランスがございす。それでございすから、開始年齢が延びるという事は重労働者にとつては非常に重大な問題であるので、我々は五十五歳ですら不足でありまして、五十歳くらい。特定の高温労働者、地下産業の場合、船員保険の場合も漁船の場合は十年でございす。これは非常に労働年限が極めて短かい結果、このような制度が設けられたことは極めて妥当であらうと思ひます。更に申上げたいことは、余命年数でございすますが、日本の就労の状態からいつて、炭鉱なら炭鉱にずっと十年、二十年といったような長期の就労の統計は、非常に統計の示すところでは少いように聞いております。外国の場合であれば、コックになればコック長になるまで、飽くまでも十年も二十年も、又一代、二代、三代と永続的に或る一定職場に就いておられますが、日本の場合は二年間は炭鉱、三年間は農業と

いつたように交流が極めて激しいのでございす。更に日本の労働衛生に対する研究調査、これに対しては非常にまあ学界にも、資本主義社会においては労働衛生などとは却つて労働条件を確立して業務上のメリット負担を増額させる危険性があるから、余り研究しないほうがよろしいのだというお話があると僕も聞いております。そういう見地から行きまして、完全な筋肉労働者の余命年数が全国民の余命年数の中で統計が示されるとしておるならば、この産業構造の実態からいつて妥当なる統計ではなはうに考えております、非常に産業交流が甚だしいので……。以上であります。

○藤原道子君 湯澤さんにお伺ひしたいのですが、私も開始年齢の問題は非常に重大だと思つておるわけですが、今、喜多村さんは五十五歳ではまだ働けるのに、これを仕事を与えないという事は非常に労働経済の上からいつて不経済だからというふうな御意見があつたのでございすますが、現実には五十五歳の停年制が殆んど布かれておる。あなたは資本家側の立場から行きまして、この停年を五十五歳にしなさいやらないという理由ですね。開始年齢は七十というところにあなた方は賛成なんですよ。だからこの間の五年間はどうして生活するか。ほかに仕事を求めればよいと言つたつて、どこだつて年寄は使いたくないわけなんです。首になつた人が再び仕事を得るといふことは非常に困難でございす。が、それらについてはどういふようにお考えになつておるわけにございすか。

○公述人(湯澤清一君) 只今の御質問でございすますが、実は経営者の立場を率直に申しますという、やはり企業の経営管理と能率管理と、こういうふうな観点で常々考えるわけなんです。りまして、これは率直な考え方なんです。が、余り停年制として年齢が六十にも六十五にもなるといふことには、これは不賛成なんです。まあ大体従来の五十五、又非常に激しい労働に関連してまあ五十五歳というところがあるが、大體妥当な停年制であるとして、大體皆それを心得ておるわけなんです。ございす。が、併し最近の傾向といたしましては、先ほどからも御意見があつたかと思ひますが、漸次肉体的な生理的な条件というものは非常に向上して参りまして、五十歳や五十五歳でも非常に肉体的にも或いは精神的にもいふ健康になる、非常に健全であるといふふうな傾向が相当顕著に見えて来たわけなんです。従いまして仮に五十五歳を六十歳という停年に引上げられましても、我々社会通念としまして、又社会医学的な観念から私はそれは止むを得ないだろう、こういうふうなまあ覺悟はしておるわけにございす。ただ、今のどういふふうにして生活を保障して行くかという問題なんです。ございす。が、これはまあ大體各企業におきましては、退職金で以てそれを調整して行こうというふうな考え方なんです。ございす。従いまして、大體今度の厚生省のこの原案に對しましては、開始年齢その他これに對する経過的な措置、そういう点については大體賛成なんです。その意見としましては……。それだけをとつてみますと……。全体としては一番最初申しましたように根本的に反対なんです。ござい

ますが、その項目だけをとつて考えますれば、大體私は原案を支持しておるわけにございす。

○藤原道子君 これは大企業でしたら、先ほどから出ておる通りに、退職金でそれは三年や五年食べられるかも知れないけれども、十萬圓くらいしか出ないというところが随分ある。十萬圓も出ない企業もたくさんございす。よ。社会保障のものをから行けば、中小企業の零細企業に働いておる人たちこそ重点的に考えなければならぬわけにございす。その人たちは殆んど退職金というふうなものは極く零細なんです。そういうところの人こそ、又ほかの仕事を探すのはむづかしいでしょう。ほかの仕事を探せということになると、その間の生活はどうするか、問題は具体的になければならぬでしよう。

○公述人(湯澤清一君) それは私は一番最初に申したかと思ひますが、ございす。が、実はそれを厚生年金だけで解決しようというところに私は反対なんです。ございまして、総合的に考えて、これを失業保険を充実するとか、或いは日本にはほかの国にないようなこの生活保護法といつたような、立派なむしろ考へ方によると行過ぎなくらいの贅沢な制度があるわけでありまして、そういうような他の政策を以てこれを補充して行く、こういうふうにも私は考えておるわけにございす。従つてこれを厚生年金法というだけのそういう狭い視野からこれを見ておるだけではないので、総合的な観点から一つ判断して頂きたい、こういうふうな考えておるわけにございす。

○藤原道子君 そこまで行くと全然考へが違つて、何か言わんやであります。労働者は老後の生活の保障のために僅かな賃金から天引して掛けおるのです。今贅沢な生活保護法云々というふうな考へ方ですと、甚だ以て言うべき言葉がなくなつてしまふのです。が、この法案は社会保障の中核をなす法案でございすから、私どもはその人の老後の保障ということを実際に考えなければならぬのであります。まあこれは意見の相異でございすから……。

えが違つて、何か言わんやであります。労働者は老後の生活の保障のために僅かな賃金から天引して掛けおるのです。今贅沢な生活保護法云々というふうな考へ方ですと、甚だ以て言うべき言葉がなくなつてしまふのです。が、この法案は社会保障の中核をなす法案でございすから、私どもはその人の老後の保障ということを実際に考えなければならぬのであります。まあこれは意見の相異でございすから……。

○委員(上條愛一君) 午後又公述人のかたの御意見を伺ふことになつておりますから、如何でしょう。お三人に對する御質疑はこの程度にしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○委員(上條愛一君) 御異議ないと認めます。

それでは午前中はこれにて休憩いたしまして、午後は一時二十分に始めたいと思ひます。公述人のかたはお忙しいうところ貴重な御意見を承りまして有難うございまして。深く御礼申し上げます。それでは休憩いたします。

午後一時二十四分休憩

午後一時五十二分開会

○委員(上條愛一君) それでは只今から公聴会を再開いたします。

午後一時五十分開会

午後一時五十分開会

午後一時五十分開会

本日お願いいたしまする点は、今回政府提案になつております厚生年金保険法案につきまして、それらの立場から御意見を拝聴したいと存じまして、先に御依頼申し上げておきました通りでございますが、時間の関係もありまして、お一人二十分程度に御意見を發表して頂きたいと存じます。従つて十分に意見を尽くすことが困難かと存じますが、できますならば時間的範囲内で重点的に御意見の發表をお願いしたいと存じますので、何とぞよろしくお願いいたします。

次に、委員のかたにお諮りいたしますが、議事の都合上それ／＼公述人の御意見發表が全部済んでから御質疑を願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長（上條愛一電） 御異議ないと認めます。

それではこれより公述人のかたから御意見の發表をお願いいたします。

先ず、全国繊維産業労働組合同盟法親部長の間宮重一郎さんからお願ひいたします。

○公述人（間宮重一郎君） それでは今回の厚生年金保険法の改正案につきまして、私の意見を申し上げます。

先ず第一に申し上げたいことは、今回の改正案は、いわゆる中途半端なものである、こういうふうに思ふのであります。本来厚生年金保険法と申しますものは、言うまでもなく社会保障制度の重要な一環をなしているものでございます。従つて仮に今回厚生年金保険法を改正しようといはしますならば、

社会保障制度全般の立場から総合的にこれを取上げて行かなければいけないと思ふのであります。ところがそれが実はできていないのであります。なお、このことにつきましては、内閣の諮問機関である社会保障制度審議会におきましては、再三に亘りましてこの趣旨の勧告をして参つた事実があるものであります。当局は一向にこれを取上げようとしなないのであります。勿論このことは厚生省当局だけの問題ではなくて、吉田政府全体の責任であると思ひますが、実は今回の厚生年金保険法の改正を見まして、この点が非常に遺憾であると考えております。従ひまして今回の改正案に目を通して見ますならば、いわゆる筋が通つていない、こういうふうに考えるのであります。そこで実は今回の改正につきましては、結論をいたしまして実はこれに賛成の意を表することができないのであります。勿論その内容におきまして、或る程度進歩的なところも見られます。その代りに何といひますか、逆に退歩したところもある見られるのでございます。そこで、そんならこの改正案につきまして、実は全面的にこれを一つ練り直す、こういうふうに行ひますのにはいろいろ問題があるわけでありまして、仮に今ここでこの点を一つ直してもいいという点を根本的な点から申上げても、恐らく技術的にも困難な点が多々起つて来るのではなからうか、このように思ふのであります。そうして然らばこの法律が今改正するほうがいいのか悪いのか、こういうことを考えてみますならば即ちこれは悪いから一つ練り直してもらいたい、こういうことを申上げて

いいかどうかということになりますと、実はいろいろ問題がございまして、例えば今差当りこの法律の適用を受けて養老年金をもらうことになつておる炭鉱労働者、このものにつきましては、今の法律のままでは、御承知のように年間千二百円の年金でございまして、これは到底我慢できませんから、やはり何とかしてこの際改正案をやはり何らかの形において通してもらいたい、こういうようなことになつて来るわけでございます。そこで私はこのような立場から言ひまして、できるならば一つ一条でもよきほうに改正して頂きたい、こういうふうに思ふのであります。そこでできますれば私の申上げるようなふうの一つ御修正が当院において頂ければ幸いかと存ずる次第でございます。それでは時間の関係もございまして、極く重点的に主要な点につきまして申し上げたいと思ひます。

先ず標準報酬の月額を現行の三千円から七千円というやつを、三千円から一万八千円まで引上げることにつきましては、この際一応これで行いましょう、ないか、このように考えております。ただこれにつきましては、経過措置の問題でもあるわけでございますが、今までの三千円以下のものをすべて三千円にする、こういうことをしましては少し私は腑に落ちないところがあるわけでございます。御承知のように、戦争前からこの法律が適用されておるのでありますから、実は三千円に満たない、標準報酬以下の時代が相当あつたわけでございます。これを一律に三千円にして、そうしてこれを抑えるということについては、実はこの際何

とか考えて頂きたい、このように考えるわけでございます。これは改正案の附則の第八条に關係することでございますが、従つて基本年金の計算基礎となる場合におきましては、この年金法の発足当時の一番低い標準報酬を三千円のところへ一つ基準を置いて、その後におけるいろいろの情勢の変化によつて、貨幣価値の変化もありましたのであります。そういふものを考えまして適當に一つランクをつけてこれを繰込んでもらいたい、このように思ふのであります。

結論をいたしまして、要はインフレの責任を個々の労働者に転嫁するようなことは、これは何とかして避けて頂きたい。当然これは国が責任を持つべきものではなからうかと思ふのでございます。

そこでこれは今後の問題もございまして、今後の年金保険の運用につきまして、貨幣価値の変動がありまして保険料と給付との間に相違ができて来ましたならば、その価値に相違ができて来ましたならば、適當にスライドしてもらいたいというふうにも考えておるのでございます。

その次に老令年金の受給資格の問題でございますが、現行法による五十五歳を六十歳にしようというものであります。このことには実は反対でございます。現行法通りに五十五歳にして頂きたい、このように思ふのであります。それから抗内夫の特例を廃止することでありまして、これも実は反対でございます。これにつきましては、よく当局では外国の例をとられるのであります。これは相當認識を誤まつておると思ふのであります。イギリスや

アメリカのように幾らでも雇われる機会のある、雇用の機会に恵まれている国と、我が国のように働く場所のない日本とを同列に考えて行くことは間違ひではなからうかと思ふのであります。日本におきましては、現在完全失業者の数が一月現在におきまして、失業保険の対象になる者だけで四十一万人あるわけでございます。御承知のように失業保険の対象にならない、まだ一回も就職した経験のないいわゆる完全失業者につきましては、どれだけになるか私は十分数字は検討してりませんが、相當の数になるだろうと、このように考えております。従つて不完全失業者といふものの数に至りましては八百万乃至一千万になるのではないかと思ひます。このような状態におきまして一体五十五歳から六十歳までの間をどうして生活するかということでございます。大概の会社は現在御承知のように五十五歳が停年になつております。それで一体五十五歳になつて職を失つてそのあと一仕事ができるであろうかどうか。それは一つ失業対策の問題で労働省の所管だと、こういうことになりまして、私は厚生省当局にそんな責任を渡すことを言つてもいたくない、こういうふうに考えるわけでございます。そこで何といはしますと、この五十五歳を六十歳にするとは一つ考え直してもらいたい。それから抗内夫の問題でございますが、御承知のように抗内夫は非常に健康を害しております。まして金屈山等に働く抗内夫につきましては、いわゆる職業病でありますところのけい肺病になる場合が非常に多くございまして、従

いまして抗内夫につきましては特殊の

アメリカのように幾らでも雇われる機会のある、雇用の機会に恵まれている国と、我が国のように働く場所のない日本とを同列に考えて行くことは間違ひではなからうかと思ふのであります。日本におきましては、現在完全失業者の数が一月現在におきまして、失業保険の対象になる者だけで四十一万人あるわけでございます。御承知のように失業保険の対象にならない、まだ一回も就職した経験のないいわゆる完全失業者につきましては、どれだけになるか私は十分数字は検討してりませんが、相當の数になるだろうと、このように考えております。従つて不完全失業者といふものの数に至りましては八百万乃至一千万になるのではないかと思ひます。このような状態におきまして一体五十五歳から六十歳までの間をどうして生活するかということでございます。大概の会社は現在御承知のように五十五歳が停年になつております。それで一体五十五歳になつて職を失つてそのあと一仕事ができるであろうかどうか。それは一つ失業対策の問題で労働省の所管だと、こういうことになりまして、私は厚生省当局にそんな責任を渡すことを言つてもいたくない、こういうふうに考えるわけでございます。そこで何といはしますと、この五十五歳を六十歳にするとは一つ考え直してもらいたい。それから抗内夫の問題でございますが、御承知のように抗内夫は非常に健康を害しております。まして金屈山等に働く抗内夫につきましては、いわゆる職業病でありますところのけい肺病になる場合が非常に多くございまして、従

取扱が必要かと存じます。成るほど現在におきましても、会社におきましても五カ年間の差は認められておりますけれども、やはりこれは今までの特例法通りやつて頂くのが至当ではないかというように考えておるのでございます。これは余命の問題もございまして是非ともこの点御考慮が願いたいと考えておるわけでございます。

次に、老齢年金の額でございますが、この問題につきましては、現在定額制と報酬比例制とを併せた制度としたということでございます。これにつきましては、現在の段階において私は止むを得ないのではないかと。従つて私はその意味においてこれに賛成でございます。併し将来社会保障制度が統合整理された場合におきまして、やはりいろいろ考え方が変わつて来るのではないかと、このように思つておりますが、何といたしましても現在の段階におきましてはこれで止むを得ないのでないか、このように考えておるわけでございませう。そこでその次に改正案によりますところの支給額でございますが、当局の原案が一万八千円で、衆議院で二万四千円に修正されたように聞いておりますが、いずれにいたしましても低きに失すると思つております。当局の一月一十五百円ということになります。これは丁度当局みずから説明によりまして生活扶助法に見合う程度だと、こういうふうに聞いておるのでございます。一万八千円で行きますと大体月額二千円そこ／＼になるのではないかとこのように考えておりますが、これでは二十年も保険料を掛けておき且つ生活扶助法に見合うという程度では、私たちはこれは認める

ことができないと思つてございませう。而も生活扶助法のいわゆるエンゲル係数の算定基礎は六六％程度だと聞いておりますが、それと一般労働者の場合は四四％くらいと記憶しておりますが、とにかく生活扶助法と同じように生活をする、而も二十年保険料を払つたものがそれで我慢しろということでは賛成できないのでございまして、さうな意味から言ひまして、私はこの際衆議院の二万四千円のはかに今少し上げてもらつて三万六千円の定額にしてもいい、このように望んでおります。なお報酬比例制の案につきましては、当局の案で結構と存じております。それは理由をいたしましては、何といたしましても老齢年金といふものは少くとも生活の最低保障をして頂かなければならない。このような意味から言ひまして、今一つは恩給法だとか或いは公務員の共済組合法、こういうようなものとの均衡も一つ考えて頂きたい。さうな意味から言ひまして、年金額三万六千円は決して高くはない、このように考えておるのでございませう。

その次に、老齢年金を受ける場合におきまして加給金でございますが、これは私非常に結構だと考えております。併しこの中にもありますようにこの場合に十六歳未満ということになつておりますが、これはたしか衆議院でも修正されたように聞いておりますが、それならば結構であります。十八歳に是非して頂きたいと考えております。この理由をいたしましては、これも恩給法或いはその他の法律の關係から考えまして、日本の実情におきましては十八歳というところに置くのが至当ではないか、このように考えたのでございませう。

次に、障害手当金と障害年金のことでございますが、先づ障害給付につきまして、現在その種類が二級に分かれておりますが、今度三級にしようということでございます。三級になるそのこと自体には反対でございませう。併し当局の案を見てみますと、一級のもの二級になり、二級のもの三級になつてゐるうちに私理解しておるのであります。私は何といたしましても、今回級を殖やすということにつきましては、今まで救済すべきものが割合に多いという意味で求めておつたので、こういうものを三級にするということには賛成でございませう。一級のもの二級に落し二級のもの三級に落すという意味の三級にするということには反対であります。さうな意味においては御修正を願へないかと考えておる次第でございませう。

次に、遺族年金でございますが、遺族年金を統一しようとするそれ自体には私は反対でございませう。併しその給付の対象を縮小しようということに反対でございまして、そこで遺族年金の支給対象をいたしまして、改正案について申し上げますと、つまり妻については条件を付けず一つ支給して、この条件を付けておられますけれども、この条件第一号を削除しようということになるわけでございませう。勿論再婚したという場合は、これは別に考えて頂いていいと思つておりますが、それからこの場合におきましても当局の原案に

よりましますと、この場合も十六歳となつておりますが、これはやはり十八歳に修正を願ひたい。これは衆議院で修正されておれば幸ひでございますが、かように考えております。それからこの場合に關連いたしまして、改正案の六十五歳でありまして、妻の場合に、或る年齢まで達しないとその間は扶養といふ停止制度でございませうが、これは一つ削除してもらいたいと思つております。以上のこの遺族年金についてどういふ理由からさういふことを言ひますかといふと、先づその配偶者、特に妻の場合でございますが、これに制限を付けることは日本の社会情勢から言ひまして無理である、かように思つております。当局の言ひ分によりますと、子がなくて若いものは女であつても働かなくてはならない、こういうことになつております。それは私は當然だと思つております。それはそれとしまして、一体厚生省は女の人は夫に死別されてすぐに就職でも斡旋してくれるかといふことになりまして、これはとても厚生省はできないでございませう。それならば労働者の失業対策だといふので考えておるか、今一人前の男でも就職するのは困難でありますのかかわらず、女が中途で生計の途を絶たれて、それで職を求めたつて到底できるものではありませう。さうなりますと社会的にいろいろ秩序も乱れることではありませうし、私はこの点につきましては、一つ妻についてはさういふような意味合いにおきまして、この条件を付けることとはしてはもらいたくないと思つてございませう。

次に、脱退手当金の問題でございませうが、最初当局の腹案によりまして、脱退手当金制度を全面的に廃止しよう、こういうことでございませう。併し私はこれは女子につきましては特別一時金制度を残したい、こういう意向でございませう。それから、今回脱退手当金制度を残す、さういふことにされたことにつきましては、私は敬意を払ひます。併しその支給額については是非一つ、もう一つ聞いて頂きたいと思つてございませう。現行法によります場合、特に女子の場合でございますが、被保険者であつた期間が二年の者が脱退した、さういふように規定してみまして、その場合に平均標準報酬月額が四千円といたしますならば、大体六千六百六十七円というのが今までの脱退手当金になるわけでございませう。今回の改正案によりますと、僅かに二千四百円ということになるわけでございませう。これでは実は余りひどいと思つてございませう。いろいろ理由はあると思つてございませうが、余りひどいと思つてございませう。今仮に被保険者が最初から引續いて同じ報酬月額であると仮定いたしましたならば、本年から支払つております保険料が一千四百四十円になるわけでございませう。御承知のように保険料といふものは、労働者がそれ／＼同額ずつ払ふことになつております。さうしますと使用者から払われた分はさつ／＼どこかへ行つてしまつておる、さういふ形になるわけでございませう。申すまでもなく使用者はよその者のために保険料を付けておるのではありません。その被保険者のために、自分の労働者のために付けておるのでございませうが、それが実はどこかへ行つてしま

う、こういうことになるのでござい
ます。そこで何と言いましてもさうな
意味合いからいたしまして、私は脱退
手金に付きましては、現行法通りに
してもらいたい。成るほど女子につ
きましては今までは結婚、分娩とい
う条件が付いておりましたが、今度は
これは付かないことになっております。
併し女子は結婚、分娩は通常これは
ものでございまして、必ずこの機会が
来るのでございまして、それを条件が
なくなつたといふことは、これは理由
にならないと思つてございします。従
いまして私はこの脱退手金制度は是
非とも現在のままの支給額にして頂
きたい、このように申し上げたいと思
つてございします。そこで脱退手金に
つきましては、これは当局の説明によ
りますと、要則だと言つておられま
す。確かに要則だと思つておられま
す。そこでそれならばどうすればよい
かといふことでございしますが、私はこ
れは社会保険制度が統一整備されたと
きに、そうして例えば被用者が被用者
でなくなつた場合にはすぐに例えば国
民年金制度に一つ切替へるという、こ
ういふことができたならば、もはや
脱退手金制度も要りません、脱
退そのものもなくなるのではないかと
、そういうような時期になりましたら
ば、これは当然脱退手金制度は廃止
すべきである、かように考えておるの
であります。

そこで最後に、是非申上げておきた
いことがあるのでございします。只今私
が言いましたようなことを實際やつて
みます場合にございましては、いわゆる
保険財政そのものが、何と言いますか
赤字になるわけにございします。これは

勿論来年の予算に赤字になるというわ
けではございせんが、財源計算が成
り立たない、こういうことになると思
うのでございします。恐らく当局におき
ましてはその点を特に力説されるだろ
うと思つておりますが、私はその点
についてかように思つてございしま
す。成るほどその通りでございしま
す。少くとも保険制度を考える場合に
おきまして、財源計算のできないよう
な保険制度といふものはおよそ考えら
れないこととございします。併し少く
とも先ほど言ひましたように、これをど
のよに考えるかといふことでございま
すが、今のよう中途半端な考え方を
するからして非常にむづかしい、従つ
て保険制度を統一整備したときにこの
財源計算も一回やり直す、そうし
てその場合におきましては國庫の負担
も或いは現在の二割五分或いは二割と
いふものを引上げて三割程度に上げて
頂くといふことも一つの方法でござい
ます。よし、なお且つそれでもできな
い場合におきましては、当然保険料と
いふものについても考慮をしなければ
ならない、このように考えるのでござ
いまして、その期間も少くとも私は三
年ぐらゐの間に社会保険の統一を一つ
考へて頂きますれば、そうして財源計
算も確立いたしまして國家百年の大計
をその際に立てて頂くことも遅くはな
からうか、又今までのかような方法を
とつて來られた経験もあるわけにござ
います。例えば脱退手金制度等は顯著な
例でございまして、今それができない
といふことは私はないのではないかと
、このように思つてございします。そ
のような意味から言ひまして、実は今
申上げたようなことは決して何といひ

ますか、その無理なことを申上げてお
るのじやない、こういうふうに考へて
おります。なお財政が赤字になると言
ひまして、この一年間に炭鉱の実は
養老年金の該当者が約三千人ほどと
聞いておりますが、七百億乃至それ以
上ある積立金があるでございしますか
ら、差当り来年や再来年に破綻が来る
といふことは当然これは考えられない
こととございします。このように思つ
ておりますが、そこで私はその際に
一つ是非ともお願いしておきたいこと
は、先ほど言ひましたように、社会保
險の統一といふことをこの際是非一つ
當院の権限において何とか一つ政府に
責任を持たすようにして頂きたい。少
くとも三カ年以内ぐらゐには日本の社
会保障制度、而もこの社会保険制度を
一つ統一いたしまして、被用者のうち
の公務員であらうと或いは一般民間雇
用の労働者であらうと、一つどこにお
つてもこの制度の恩恵に浴せる而も均
衡のとれた制度とする、こういうふう
なように一つ考へて頂きたいと思つて
おります。その際には先ほど言ひま
した財源計算も一つかりして、そうし
て國家百年の大計を立てて頂きたい。

それからいまいつは、この積立金の
運用でございしますが、現在大蔵省のほ
うで思つておられますが、是非これに
うな状態でございしますが、是非これに
つきましては特別な金庫制度でも一つ
設置して頂きます、そうして被保険
者みずから積んだこの金につきまし
ては、被保険者のための厚生、福祉或
いはその他の資金の還元融資というよ
うな制度を設けて頂きます、そうし
て今のような政府の一方的な専断を許
さないように一つして頂きたい。是非
ともこの二つをこの法律改正に附随い
たしまして、當院の権限において何と
か御善処が願えないか、かように思つ
次第でございします。

○委員長(上條愛一君) それでは次
に、日本海員組合福祉対策部長西巻敏
雄さんにお願ひいたします。

○公述人(西巻敏雄君) 今日の公聴会
は厚生年金法改正に関する公聴会で
ございしますが、私は厚生年金法を基礎と
いたしまして存在してゐる船員保険法
の改正問題について若干の意見を述べ
たいと思ひます。但し、船員保険法の
ほうは厚生年金法と違ひまして総合保
険であり、健康保険並びに厚生年金更
には失業保険、労災保険といふいろ
いろな保険制度を総合したものでござ
いますので、私の意見は若干厚生年金
保険法以外の問題についても触れるこ
とがあるかと思ひますが、御了承を
賜わりたいと思ひます。

今回の改正の中心は、何と言いま
しても老齢年金制度に関する問題でござ
いますので、先ず老齢年金につきまし
て若干の意見を申し上げたいと思ひま
す。

第一に年金の額の問題でございま
す。昭和二十五年の十月に社会保障制
度審議会が吉田内閣に対していわゆる
第一次勧告をしたのでありますが、そ
の当時年額二万四千円程度、月額二
千円程度の老齢年金額がどうしても必要
があるといふ意味の勧告をしたわけで
ございします。当時の物価に比へますと
、今日の状態からいふと、現行では
大体月額三千円年額三万六千円とい
うのが今日の年金最低額といふやうにこ
の勧告の線からは出されて來るわけ

あります。今度の改正案につきまし
て、社会保障制度審議会が諮問を受け
ましたその答申にも、大体において三
万六千円程度のものを保障する必要あ
りといふ勧告を、答申をいたしました
精神は、やはりその面に立脚をいたし
ておると思つております。ところが
今度の改正案によりまして、年金額
はどの辺になるかと言ひますと、先
ほど間宮氏が申し上げましたごとく、定額
制と報酬比例制を加味したという構想
につきましては、私は社会保障制度審
議会の定額制一本、それに比較いたし
ますと、遙かに現在の労働者の氣持
にマッチしたものであると思ひまし
て、この点は賛成するであらうと思ひま
す。併しながら現実にフラット制一万
八千円にプラス一ガ年百分の五を加え
るという政府の原案が、一体我々労働
者に対して現実にとどのくらいものを
約束するかといふことになりま
す。若くは私に疑義があるのでありま
す。政府が参考資料として示されたも
のによりますと、平均標準報酬が一
万円の者が大体年額三万円、一万五千
円の者が三万六千円といふことに相成
るのであります。併しながら實際にそ
の船員の部面におきまして、平均標準
報酬が一万五千円になるような人々が
あるのかどうかといふことになりま
す。これは一虚夢のような世界の間
題であるわけでありまして、と言いま
す。それは、少し細かくなりますが、船
員保険法ができたのは昭和十五年、十
五年から二十年までは、最低十五円か
ら最高百五十円、二十年から二十一年
までは最低二十円から最高二百五十
円、二十一年から二十二年までは、最
低三十円から最高七百五十円、ことこ

とくこれは非常に低いのであります。更には二十二年から二十四年の間は五百円から八千円、二十四年から二十七年までは二千円から二万四千円、二十七年から現在までは大体最高三万六千円というのが標準報酬であります。従いまして、これらのランクの中で最高の者、つまり昭和十五年以降二十年まで、最高百五十円の標準報酬を納めていたクラスは、これは言うまでもなくその当時の船長であり、或いは機関長というような、最高のランクの人々であります。その後又最高二百五十円から七百五十円というような、今から考えますと、非常に低いような標準報酬であり、その当時の最高の標準報酬を納めていた人々は、悉く船長或いは機関長クラスであります。そういう人たちが全部最高のところだけを辿つて来たというように、初めて一万五千円という平均標準報酬が考えられるのであります。併しながら現実になりまして、殆んどいないのであります。それならば、而もその一万五千円という平均標準報酬が一体どうして出るかという、今度の政府の改正原案にありまうように、四千円以下の入人をことごとく四千円として見る、そういうときに初めて一万五千円という数字が出る。そういたしますと、曾つて百五十円、二百五十円、七百五十円という、今から考えると低いような標準報酬でありましたが、その標準報酬を払つていたいわゆる船長クラス、機関長クラス、それは今日三万六千円のクラスなんです。それをことごとく四千円にしうというのが現在の改正原案であります。このことが如何に不合

理であるかということは、これは申すまでもないと思ふのであります。然らばその四千円という、四千円以下のものを四千円として計算するという制度が、これは一面において甚だ特典のようには考えられておりますが、実はこれは特典ではないことは今申上げた通りであります。実際にこれだけの人が、船長なり或いは機関長なりという人々が、当時において七百五十円納めていた、或いは二百五十円納めていたということは、当然今の経済事情、社会事情から言つて、三万六千円として計上するのが私どもは至当だと考へる。それをことごとく四千円として計算するところ、平均標準報酬というものを非常に圧迫をしてしまつて、非常に低く計算せざるを得ないという弊害が出て参るわけでありまして、今申上げたように、それほど低いところのランクの人々を、四千円として計上するところ、今日完全積立金方式をとつておる長期給付の計算方式から行きますと、結局曾つて百五十円納めていた者が、今日四千円として計上される、当然そこには積立金の上においては膨大な赤字が予想されるのであります。一体これは何人が負担するのであるか。国庫が負担するのならば、私どもはこれは非常に結構だと思ふわけでありまして、併しながら、その点甚だ明確を欠いてるのであります。これが今後被保険者がかかるといふ理を生ずるものと考へます。私どもはそれには絶対反対なのであります。

それらもう一つは、定額制とアラット制という、定額制と標準報酬比例制というものを加味した今度の年金制であるかということは、先ほど申上げた通り、私どもは賛成なのであります。そうなつて来ますと、これは当然料率に影響が来るのではないかと、今までのように報酬比例オノリーの年金制であるならば、標準報酬に対して特定の、一定の料率を付けるだけで以て事足りると私は考へるのです。併しながら年金額そのものに定額制があり、それにプラス報酬比例であるという場合においては、定額制にマッチするところの標準報酬部分については、或る程度高い料率というものが課せられていいのではないかと。その上に、今度は報酬比例の分については、これは或る程度低いものに課せられるべきではないかと。一方において受けるべき年金額が定額制と報酬比例という二つの要素を加味しながら、標準報酬に対する保険料率という面については、全然考慮が払われていない、一本であるという姿は私ども納得ができないのであります。

それから次に経過措置の問題でございまして、今度の年金法改正につきましましては、受給年齢の引上げを行なつております。五歳引上げを行なつております。船員保険で言いますと、従来五十才で受けられた者が、五十五才にならなければ受けられない。但し経過措置において、約二十年に亘つて漸次被保険者の利益を害さないように修正するという措置が講ぜられておる。これは開富さんの申上げましたように、今日五十歳を五十五歳に上げる、或いは厚生年金保険において五十五歳を六十歳に上げるといふことは、これはいわけの平均年齢が伸びたといふことが基本的な理由であるように考へるのです。併しながらそういう平均年齢が伸びた

ということ、労働年齢が伸びたといふことは全く違つた問題で、今日労働年齢といふものは、我々被保険者にとつては、最も重要な問題であると思ふ。而も日本における労働年齢というもの、一方においては労働力が過剰であるという絶対的な不利な条件下に労働者が置かれておる。一面において、停年制というやうな問題によつて、いわゆる使用者側の選択の自由という問題から、そこにやはり大きな重圧を課せられておるわけである。而もこの過剰労働力という問題につきましましては、今後近い将来において解決の見込みはございません。むしろこれはますます我々労働階級の生活を圧迫する要素となるという可能性こそあつても、それが緩和される可能性は毫末も見出されないのです。而も経済の再建といふ、企業の再整備というやうな形におきまして、給料の高い高年齢の者が、給料の低い低年齢の者に置き替えられて行くという趨勢は、これは我々が幾ら反対しても、反対の力というものは、それをチェックするほどに強まると思へる。労働の年齢というものは、ますます低くなる危険性こそあつて、決して高くはならぬ。一方においてそれでは使用者側が停年制をもつと引上げるといふ約束をするかといふまじと、如何なる使用者といふことも、停年制の引上げといふやうなことは、それはど勇敢な態度を示さないのが現状であります。そういう実情からいって、労働年齢といふものはますます我々に対して不利な条件になつて来る。而もその問題を見ずして、単に一般の平均年齢が高まつただけで、

引上げるといふことは、我々としては納得いたしかねるのです。そこで経過措置につきましましては、その意味から言つて、絶対反対であります。仮に百歩譲りまして、こういうやうな経過措置がどうしても講ぜられるやうな条件が生み出されるということになるならば、結局船員保険で言つて、五十五歳において云々という基準よりも、五十五歳という一つの目標は目標として定める、併し五十歳といふものについて若年支給の方法を講じて、五十歳において若年支給で以て受ける老齢年金額といふものを、極めて合理的なものにし、労働者の利益にマッチするやうにする、そういう方法を講ずることがむしろ妥当ではないかと考へるのであります。

それから船員保険と厚生年金保険法との、この老齢年金部門における関係若千申上げたのであります。船員保険法のほうには、被保険者総数といふしましても僅かに十二、三万でありまして、従つて、陸上の厚生年金保険法に比べますと、その組織の範囲というものは非常に狭いのであります。そのことがともすると軽く見られる、或いは言葉を変えて言へば継子扱いにされるという傾向はないとはいへるのではありません。今日の厚生年金法の根本的な改正につきましましては、これは御存じの通り、陸上の坑内夫の諸君の中に約三千名の受給資格者ができたために、どうしても改正を必要とすることになつたといふのであります。併しながら、厚生年金保険法といふ、或いは又船員保険法の中の長期部門のいわゆる老齢年金にマッチする部面におきましては、これは根本的に考へ方一つで

あり、一つの基礎の上に立つておるわけであり。今日抗内夫に老齢年金の受給者ができたからと言って根本的な改正をするという考え方には私は反対ではないのでありますが、それならば昭和二十六年に船員の中にすでに老齢年金を受ける資格が出たときに、厚生年金保険法と関連して根本的改正を考えなかつたかという問題なのであります。今日まで約三年の間は船員の中でできた老齢年金の受給者は二万四千円という低額を支給されました、これを以て暫定的措置を講ぜられて来たのであります。これはともすると厚生年金保険法と船員保険の中の老齢年金部門の措置とは一致したものであるということが論ぜられるのでありますが、それならばなぜそのときに一緒にやらなかつたかという点に私も非常に不満足を感じておるのであります。

この不満足は、今回の改正につきまして、厚生年金とは若干異なりますが、船員保険法の中で健康保険に関する部分の一給付といたしまして分給給付が創設されたのであります。これは今日まで船員保険法にその種の給付がなかつたことは甚だ片手落ちであつて、今回創設されたことにつきまして、私も非常に賛意を表するのであります。併しながら陸上の健康保険法におきまして、分給給付のいわゆる保育手当或いは家族の分給費というものが非常に低くて、現状にマッチしてないといふことについては、厚生当局も十分御存じのはずなのであります。今回船員保険に分給給付が創設されるという機会においてこそこの矛盾を解決して、むしろ分給給付は現物給

付を中心とする、或いは今日の保育手当のごときは一月二百円というような、これはお話にもならぬような低額を、むしろ二倍、三倍に引上げるといふ措置を講ずるのが当然なのであります。ところが、これ又船員保険法というものの持つ範囲、或いは組織の範囲というものが非常に狭い、非常に狭く見るといふ結果から、健康保険法で改正をするまでは、矛盾は知りながらも船員保険法の中でそのまま持つて来ておる。船員保険法の改正に当つて分給給付を創設するならば、健康保険法の改正に相違するような改正をなぜこの分給給付にしないか。私もこれはこの面におきましてやはり船員保険法というものがともすると非常に狭く覆われているといふ点に不満の意を表せざるを得ないのであります。

それから更に問題は、船員保険法の中の問題ではあります。厚生年金と異つた失業保険の問題に若干触れたのであります。今度の改正におきまして、船員の失業保険に関する料率、これは或る程度の引下げを見たのであります。私も引下げをするのが少くとも海運界における現状にマッチすると考えて、引下げに賛成したのであります。併しながら、この引下げといふものは、何も船員保険において引下げたのではなくて、すでに陸上の失業保険において料率の引下げが断行されていたために、それにならつて右えならぬという形で引下げが行われたのであります。併しながら、今日の日本の経済事情を見ますとき、今後ますます失業者は増加する一方でありまして、失業保険に関する積立金が或る程度確保されていて、初めて今後予想さ

れる大量の失業者に対する給付が保障されると私は考えるのであります。そういう際には引下げを断行して積立金を減らすことを考えるのかという点に不満を感じておるのであります。

更に又、今日日本の失業者の一番困つておる問題は、失業中に傷病に罹つて、保険の給付を受けたかと思ひましても、全然その法的根拠がない。失業中は、医者にみつかつたら自費でありまして、社会保険審議会におきまして船員保険の改正問題を論じましたときに、失業保険の部面におきましては、失業中に起つた失業者の医療給付という問題を上げまして、できるだけ早くこれを具体化するよう政府に要請することに、労使といわず、公益委員、満場一致を以て決定いたしましたのであります。こういうような料率を引下げるといふような余裕が考え得るならば、この中で当然この種の医療給付というものが考えられて然るべきものであると私も考えるのであります。この点は厚生年金保険法の改正を取扱つておる厚生委員会の分担事項ではないかともわかりませんが、そういう意味の決議を然るべき委員会に御回付あらんことを私は切望するのであります。私の船員保険に関する公述はこれで終りたいと思ひます。

○委員長(上條愛一君) それでは次に、日本鉱業協会の総務部長の北里忠雄さんにお願ひいたします。

○公述人(北里忠雄君) 私は一昨年来社会保険審議会におきます改正審議に参与いたしました者として、この法案を拝見いたしました感じますこと

は、当局のこの改正に対する態度は、余りにも非民主的であり、独善的であると言わざるを得ないのであります。これについてはいろいろ申し上げたいことがございますが、すでに過ぎ去つたことでもございますし、時間の関係もありまして、本日はお耳を汚すことを差控たいと思ひますが、ただ一言申し上げたいのは、先に厚生大臣から諮問されました改正法案とここに上程されております改正法案とは、その大綱において殆んど大差がないと思われるのであります。特に私も強く要望し主張して参りました重要な諸点につきましては、たゞ／＼内閣の制度審議会の答申と同一の線であり、且つ又世論もこれを支持してゐるのにかかわらず、全くこれらが無視されておることであります。私は決して厚生年金の改正に反対しておるものではないのであります。世上往々私どもの態度に對しまして、厚生年金の否定論者であるとか、或いは社会保障の不能論者であるといつたような曲解なり誤解をされておる向きもあるようでありますので、あえて申し上げたいのでありますけれども、我々といひましては、むしろ積極的に現機構下におきます社会保障制度の前進確立を要望いたしておるのであります。ただ漸進的に被用者に対する社会保険制度を統合調整することこそ、刻下の急務であると信じておるのであります。これは過去数年来に亘りまして、経営者側が表明して参りました態度並びに見解等を通じて明らかであるところであると存じております。殊に社会保険の統合の問題につきましては、昨年九月たゞ／＼政府の行政機

構の整理改革の進行の途上におきまして、具体的方策を政府並びに関係方面に建議をいたしまして、御考慮を煩わしましたことも御承知の通りでございます。申し上げるまでもなく、これは現行の社会保険制度の不合理、不均衡、非能率等の諸欠陥を速かに是正をして、これによつて生じます冗費を給付の充実に向け、公平且つ適正な社会保険制度たらしめることが、労働者はもとより国民の期待に副うゆゑんであり、今日はその最もいい時期であると確信をいたしておたからであります。が、今日もなおその急速なる実現を切望して、望んでやまないのでございます。而も厚生年金は言うまでもなく、社会保険制度における根本的な地位にあるものであります。長期社会保険という性格から申しましても、これが根本的、全面的な改正は経済的に又社会的に与える影響が至大でございますので、できるならば社会保険統合の際に、厚生年金の根本的な改正が行われることが望ましいといふことを主張し続けて参つたのでございますけれども、急速に実現せられない現在、私もいたしましてはこの影響を最小限度に食いとめるほかはないのでございまして、これがためには従来養老年金以外の各種の年金に對して、応急的措置が要則ではございますが行われまして、今回は抗内夫の養老年金に對する応急暫定的な措置が講ぜられることがこの場合は適當である。そして根本的、全面的な改正は、前に述べましたように統合の時期までに十分の準備を整え、研究を遂げた上で実施すべきであると考えておるのであります。これは閣下公述人からも先ほどお

話になつたと同一の考え方であると思ひます。併しながら四圍の情勢から本法案に見られますように全面的改正をどうしても強行せよとするならば、私もどうもいたしましては甚だ不本意ではございませうけれども、少くとも今申述べました社会保険の統合化に目標を置いてこれを妨げない方針の下に、言い換へれば、目標と繋がる線上において改正されるということが、将来厚生年金が総合的な社会保険制度に発展し、又これに通ずる道であるといふように確信をいたしておるのであります。

然るに改正法案は、第四十三条に養老年金の構成について、定額制と報酬比例制との二本建を規定をしておられます。遺憾ながら労働者側との私に於いては意見が一致しないのであります。が、私もどうもいたしましてはこの方式は只今申上げた方向に逆行することとを、あえて採用されておることとを甚だ遺憾に思ふわけでありまして、必ずこれが将来に禍根を残すものと思ふのであります。この報酬比例制の加味は、社会保険審議会の答申にも私も主張が繰々掲げられておりますので、あえてここで重複して申上げる必要はございませぬけれども、その要点をかいつまんで申上げますならば、二十年、三十年の長期間に亘つて過去の報酬を記録し、その平均値を求めてみましても、一旦インフレーションが起りまして貨幣価値が下落をいたしますといふと、全く無意味になつて年金支給の趣旨に反すると思ふのであります。

第二の点は、このような記録事務が如何に事務を複雑化し、そのために整理をするだけでも三千人の人を新たに

雇ひ入れるようなことが予想されることを考えますと、徒らにこういう事務のために冗費を使うといふふうな結果にも相成りまして、事務の簡素化の趣旨に反することだと思ふのであります。又国庫負担の關係から申しましても、報酬比例によつて高額者に厚く国庫負担が行き、低額者に薄いということとは、社会保険制度の趣旨にも思ふのであります。これに對して定額制は社会保険制度が最低限度の生活を保障するという目的に照してみましても、その趣旨に合致するものであります。又事務の簡素化にもなるのであります。更には企業におきましては大多数が今日退職金制度を多かれ少なかれ持つておるのであります。この退職金制度が報酬比例という形で普遍的に行われております日本の実情から申しますと、あえて養老年金に報酬比例をとり入れるという必要はないかと思ひます。これに對しましては当局として従来の建て方が報酬比例であつたのを一挙に定額制に変更することは実情に合ふまい。又労働者の感情に反するといつたような理由が挙げられておりますけれども、決して我々はこのようなことを無視するものではないと思ひます。むしろ、もとより広い視野に立つてこの問題を考へて頂きたいと存するのであります。このことは今次の内閣の社会保険制度審議会の答申にもやはり労働者の意見として答申されておるところによりまして、我々の考へ方が独断ではないといふことがおわかりになつて頂けると思ひます。従つてこの給付は現在の生活保護法の意味合から申しまして、大体二千五百円程度が定額として日本の実情に

合うものであり、これも将来の経済の変動によりましてはスライドすることになれば、社会保険の目的にも合致することになるといふふうに思ふのでございませう。

ところで今回の養老年金の支給が開始せられます坑内夫に對しまして厚生省の推算では、約三千二百乃至三百、こういうことになつておりました。勿論逐年増加はいたしますけれども、この数字の根拠について我々は甚だ疑問を持つておるのであります。昨年御承知のように炭鉱におきましては企業の大整理を行いました。停業者或いは高齢者を相当多数整理いたしましたのであります。この三千何がしの数字は一年前の推算でございまして、今日これを根拠にして坑内夫に對する養老年金の支給予想額が立てられておることとは甚だ不可解に存するのであります。恐らく今日では著しくこの数字を下廻つたものが出ておると私は想像しておるのであります。今ここでこれを反証する資料を持合しておりませんので、どうかこの委員会におかれましては、このように十分の御調査を頂きますならば、大変仕合せに存じております。

このことを申上げますのは、今日この僅かな受給資格者である坑内夫の養老年金が獎勵されたといふことによつて、何故にこれほど保険料の増徴をしなければならぬかといふことであります。で、仮に坑内夫が三千人の受給資格者であるとしたとしても、これに對する養老年金の支払総額は、推定によりますといふと、二十八年度たかだか一億を上らないのであります。これに對して七百五十億に余る積立金の

利子は十五億くらいと計算するのでございまして、この利子だけでも十分初年度の養老年金は賄ひ得るといふことは明らかであります。これはほんの一例でございませうけれども、その他を逐つて考へてみましても、そう最近のうちに保険財政の破綻を来すような結果になるとは私も考へられません。

そこで、私も標準報酬の一万八千円の枠の引上げにつきましては、諸般の事情から止むを得ないことと思つておりますけれども、これによりまして企業の負担が約五、六割も増額され、又企業によりましては約倍額に上るような負担を新たにかけられるということに對しましては、御承知の通り現在コストの引下げに企業があらゆる努力を払つております。又資本蓄積が今日ほど必要である時期はないと痛感されております現状におきまして、どうしても納得のできないところでありまして、政府は、この法案の理由にも謳われておりますように、長期保険である以上は、健全な財政計画を将来に向つて確立するといふ必要があるといふこととでありますけれども、先に社会保険審議会に持ち出された原案の根拠に横たわつております計算上の数字をお開きいたしますといふと、二十五年後には一兆三千億の積立をするという構想なのであります。誠に空恐ろしい感じがいたしますのであります。が、私のほうの専門家が試みに別の方式を使つて計算をいたしましたといふと、予定利率五分五厘で国庫負担を給付費の二割、まあ現在は一割五分になりましたけれども、二割と一応見込み、八千円に標準報酬を現状通り据え置いて、十年間は二%、料率が二%、十年後に

三%、現状の料率にしてさへも、保険収支の均衡がマイナスイタになります。は、十九年後の昭和四十八年度でありまして、そこにおきましても積立金は四千五百五十一億円になり、その利息収入で収支の不足額を賄つてなお残額を生ずることになります。従ひまして積立金はそれ以後増大をいたしまして実施後二十三年目、即ち昭和五十二年度において初めてピークになり、積立金は五千三十六億といふふうな勘定されるのであります。このように二十年、三十年の先の百年の大計と申しますか、これを今から遠慮して立てることは決して悪いことではないと思ひますけれども、我が国の経済の不安定な状態では、こういう長期保険を今から健全に立てるといふこと自体が甚だおかしいことであり又危険でもあります。

保険数理の幻影といつたようなことが言われているのも無理からんことであると思ひます。この点は法案の八十条の四項には少くとも五年ごとに数理の再計算を行うといふことになつておりますので、只今申上げた積立方式は修正賦課式か或いは修正積立式と申しますか、そういうものに改められたように感ぜられるのであります。が、それならば今日負担の軽減措置を講じて、その収支のバランスは将来の計算によつて十分調整されるはずであります。財政の破綻を来すといふふうな虞れはないと考えられます。

それでこのようない見地からも八千円以上の者には例へば二%の料率を適用するといふふうな過渡の率を以てこれに對して頂き、高額所得者に対して給付を定額制とする關係から申しましても、このような方法を講ずる

ことが適當ではないかと思うのでござ
います。これは一面面倒のように考え
られますけれども、税金の早見表のよ
うに一表にまとめて見れば極めて簡単
であります。このような方法を特に御
再考を頂きたいと考えるのでありま
す。

終りに、今回給付費に対する国庫負
担が一般の被保険者に対して五分ほど
増加されたのでありますけれども、こ
れはよく考えて見ますと、労働使
が離出いたしました保険料も積立金の
大蔵省における余剰利息が国庫に繰入
れられておりますので、これが還元さ
れたようなものでありまして、当然で
あるというふうに私どもは考えられる
のであります。先ほどもお話がありま
したように、この大蔵省の資金運用
部の積立金の運用方法を民営的、効率
的に改めるという時期であると考えま
すがゆえに、この委員会におかれま
しても特段の御配慮を頂きたいと切
望いたす次第であります。同時に、現
在におきましても莫大な積立金を擁し
ておりますので、これが関係者の福
祉増進施設への利用還元といったよ
うなことに對しまして、御善処を頂
きますように御配慮を煩わしいと考
えるのであります。

以上基本的な態度、或いは法案の特
に要望したい点について申し上げたの
でございますが、その他法案について
いろいろな点、若干の意見を持つてお
りますけれども、時間の制限がござい
ますから、本日はこの程度で公述を終
らして頂きたいと思ひます。

○委員長(上條愛一君) それでは只今
までの三人の公述人に対する御質疑を
願ひます。

○藤原道子君 ちよつと速記をやめ
て。

○委員長(上條愛一君) 速記をとめ
て。

〔速記中止〕

○委員長(上條愛一君) 速記を始め
て。

それじゃ私から、ほかにないよう
ですから、ちよつと間宮さんにお伺い
したいのですが、午前中にちよつとそ
ういふ問題に触れたのでありますが、例
の五人以下の事業場、この本改正案に
も除外されておるのであります。が、
これは労働者方面としては五人以下の
事業場を本案に含めるといふような点
についてはどういふ御意見であります
か。

○公述人間宮重一郎君 五人以下の
事業場にも拡張して欲しいといふこと
は、これは先ほどの公述で言い落しま
したけれども、私も切望しておつたこ
ろなのであります。ただ若干心配申
上げるのは、今それだけの、何と言
いますか、準備が当局にできておるか
どうかといふことを実は心配しておる
のであります。それができましてなら
ば、是非今回の改正の中へ一つ入れて
もらいたい、かように存じます。

○委員長(上條愛一君) それから北里
さんにお伺いしたいのは、五人以下の
事業場にも厚生年金法が適用される、
こういうことになりまうといふと、こ
れはどうしても五人以下の職場とい
うのは賃金も安いし、経営もなか／＼
困難だと、こういう立場にありまう
ので、第一問題になると思はれる点
は、これは労働の保険料の負担がな
かなか困難だと考えられるので、これ
をそういう事業場にまで適用するとい

ことになれば、どうしても国庫負担を
増額するといふことが重要な課題にな
つて来ると思ひますが、この辺の事
情はどうでございましょうか。

○公述人(北里忠雄君) お答え申上
げます。私どももいたしまして、社会
保障の趣旨から申しまして、むしろ五
人以下のような低賃金者の生活の救済
といふことが大切であらうと思ひま
す。併し今委員長からお話のように、
日本の実情では零細企業に属しますの
で、これらの人の労働の負担といふこ
とを差当り考えますと、所期のよう
には行かないのではないかと。殊にそ
の徴収に至りましては、現在のところ
は殆んど不可能に近いことではな
うかといふふうな考えられますので、
この法案の趣旨もその辺の実情を考
えられて、一応の限界といふものが切
られておるといふふうな察するので
ございしますが、然らばそれらをいつまでも
放つておいていかうといふと決して
うではないのであります。やはりこ
れは今お話のように国家の補助を仰
いで、これを一日も早く救済するよ
うな途を講ずることが必要であらうと存
じております。

○委員長(上條愛一君) それから西
さんにもちよつとお伺いしたいのであ
りますが、船員保険は船員全体でござ
いますか。一人現れなく包含しておる
のですか。

○公述人(西巻敏雄君) どうもそう
いふ御質問をされると甚だ答えにくい
ですが、法律の建前から言ふと、船員
法の適用を受けておる船員は全部強制
適用です。併しながら現実には船員法
の適用を受けておるのは約十四万か、十
五万あると考へます。併しながら船員

保険の現実の被保険者になつておるの
は十二、三万じやないか、約一万くら
いの開きがあるのじやないかと考へら
れます。併し建前は全員強制保険の被
保険者といふことになつております。

○委員長(上條愛一君) そうすると、
実際としては船員であつて船員保険法
の適用から洩れておるものは、現在
は一万か二万あると、こういうわけ
ですね。

○公述人(西巻敏雄君) そのくらい
はあると思ひます。

○竹中勝男君 ちよつとそれに関連
してございしますけれども、西巻さん、
船員保険の対象となる雇用関係とい
いますか、五人未満といふふうなことが
あるのですか。全賃といふことは、そ
ういふことがないといふことなん
でしょうけれども、事実上は五人未満を雇
用してゐるといふふうな、そういう関
係がございしますか。

○公述人(西巻敏雄君) 実例をいた
しましては、船員法の適用を受ける船舶
といひまして、非常に小さいものも
ありますが、大体トン数を五トンに切
つております。従つてそのボーダー
ラインに属するところに行きますと、或
いは五人以下といふところも若干ある
のです。

○竹中勝男君 ああそうですか。私は
午前中止むを得ないことがあつて、丁
度質問のときに出ておつたものでは
なけれども、多少関連するこ
とがあるのです。今度は北里さんに
ちよつとお伺いしたいのであります
が、午前中に湯淺さんにもお伺いした
と思つたのですが、同じ資本を代表する
方としてお尋ねしたいのですけれど
も、現在コストを引下げなければなら

ない時であるし、資本蓄積をしなけれ
ばならない日本経済の重要な時に、こ
の厚生年金保険法を今度のように改正
する場合に、資本家の負担といふもの
はどれくらい増加になると先ず見られ
ておりますか。

○公述人(北里忠雄君) 只今の御質問
にお答えを申し上げます。現在大体厚生
年金の二十八年度におきます保険料の
総額が百九十二億ございまして、二十
九年度が三百三十三億といふことにな
つております。それで基本のこの保険
料の只今申しました数字の差額の中
に、新規の増加或いは適用範囲の今回
の拡大によつて五十六億増加するとい
ふことございまして、結局標準の引
上げによる増加分が約八十一億とい
ふことに相成ります。これは労働の両方
の保険料でございします。これは企業が負
担いたしますのはその半額、四十二億
五千万円でございますが、これだけの
ものが新たに今回の改正によつて増加
する分でございます。

○竹中勝男君 まあ一面から言へば、
これは確かに資本の負担になつて来る
わけですから、日本の経済、国民
経済の上から考えれば、やはりこれが
労働者に年金保険の形で入つて行く
といふ、給付の形で入つて行くとい
ふことは、それがやはり一つの有効需要
を作つて行くために、資本主義その
もの、日本の資本主義というより日本
経済そのものにやはりプラスになると
いふ考へ方はされませんか。

○公述人(北里忠雄君) お答え申上
げます。只今の御質問ちよつと私趣旨が
わからぬのでございしますけれども、
今度の引上げの理由の一つに、インフ
レの抑制だ、強制貯蓄をすることによ

つてインフレを抑制するんだというこ
とが言われておりますが、こういう観
点からいたしますとむしろ購買力を減
退させるということになるのじやない
かと思ひますが、今の御質問は私はそ
ういうふうに理解いたしております。

○竹中勝男君 インフレが進行して
るときには、確かに購買力を制限する
というデフレ政策に役立つと思ひます
けれども、併しそれは、殊に購買力が
水準以下の人たちですね、そのいわゆ
る貧窮層の……貧窮層という言葉は工
合が悪いですが、下のほうに
購買力が廻つて行くというところは、何
もインフレを促進しない、むしろ健全
な有効需要を作つて行くというふう
に解釈して行けば、社会不安というもの
を除去して行く、即ち現在の経済が成
り立つておる労働力を破壊せず、それ
をまあ温存しておいて、或いはプー
ルしておいて、又資本がそれを使うこ
とができるわけで、そういう意味におい
て現在の国民経済を再生産して行く上
の機構だというふうに社会保障制度を
解釈して行けば、一方に資本蓄積が、
それが制限されるという考え方も成り
立つと思ひますけれども、他方には
やはり今日の資本をそういう意味で強
化して行くというふうにも考えられる
と私は思ひますので……

○公述人(北里忠雄君) 只今のよう
な御質問もございしますが、現在の厚
生年金制度におきましては、私は実
さように考えていないのでございま
す。と申しますのはこれは七百三十万
或いは一千万に上る勤労者に対して養
老年金が奨励されるその大部分がそ
ういふ年金の恩恵に浴しておるとい
ふこととありますならば、そういうた

なことも或いは言えるかも知りませ
ん。併しながら現在では先ほど申し上げ
ましたように大部分の勤労者に対する
養老年金は九年後のこととございま
し、目下のところはほんの九牛の一毛
に過ぎないような人員にだけこの養老
年金が支給される、而もその徴収され
るところの保険料というものは、今申
上げたように相当多額の金が徴収され
ております。で撤布される金というも
のはその中の極く僅かなものでござ
いますから、その関係から申しますと、
私は逆ではなからうかと存じておるの
でございします。

○竹中勝男君 もう一つ伺ひます。実
は今度新規に八十五億ほど大蔵省の資
金運用部に入つて来るわけですね。
又これは資金運用部を通して労使に直
接関係のある産業に、産業資金として
或いは金融の資金として金融面でも又資
本家にこれは還つて行くのじやないで
すか、そういう意味でもそれが絶対的
に資本にマイナスになるとは私は考え
られないと思ひますが、どうです
か。

○公述人(北里忠雄君) そういうふう
な関係から申しますと、一部は確かに
そうであるかも知れません。ただ、
只今大蔵省の資金運用部に入ります厚
生年金の積立金を初めその他の積立金
が一括保管されておるわけでありま
す、それが果してどういふところに投
資されておるかというところが問題だ
うかと思ひます。でその内容について
私は詳細を存じませんけれども、固
然であるとか、或いは公債であるとか、
か、そういう面を主としてこれが投資
せられておるのではなからうかとい
ふことも伺つておりますので、そ

ういうことが廻り廻つて民間資本に潤
おうということとありますならば、お
説の通りだろうと思ひます。

○藤原道子君 私は開宮さんにお伺
したいのですが、脱退金の点でござ
います、今度改正されますと、女子従
業員に対しては不利になつて来るとい
うことになると思ひます。そうする
と特に女子労働者の多いのは全職で
ね、全職あたりではどういふふう
にこれに対してお考えですか。

○公述人(間宮重一郎君) 全職同盟で
は今御指摘のように六、七割が女子な
んです。この点につきましては非常に重
大な関心を持つておるわけです。でこ
れにつきましてはこの審議の過程にお
きまして、いろいろ当局の考え方、そ
れから労働者の考え方、開きございま
す。使用者のほうは特に任意加入制度
にしたらどうか、こういう意見も出ま
した。任意加入制度だと労働者が入り
たくないと言へば入らなくてもいい。
従つて保険料をかける必要もない、こ
ういふことになるわけとございします。
そういうこと、これは私どもの考え方
では、使用者が保険料半額負担でござ
いますから、これは恐らく何らかの形
において入らないように、入らないよ
うにということになるのじやないか。
折角の厚生年金保険法が女子は全部抜
けてしまふという形になるのじやない
か、こういうふうにお思ひます。

これは反対である。又当局の案によ
りますと、女子特別一時金支給制度を
残すといふことにつきましては、一応女
子だけについて考えるならば、それで
もいいわけでありまして、問題はいわ
ゆる支給金額が非常に低額になつてお
ります。こういうものにつきましては私

ども非常に反対をしております。何と
してもやはり今の支給金額をそのまま
にして頂きたい。それで先ほど言いま
したように、金額的に言ひまして今度
は自分がかかる保険金に若干の利息が
つく程度になりました。これだけ使用
者のほうで積んでおるものは一体ど
う行くか。これは成るほど保険制度で
ありますから危険の何と言ひますか、
分散といふことによつて、大体が長期
保険のものを途中でやめて行つた場
合、何がしかの不利益があつてもいた
し方がないという考え方とございま
す。併し女子は私どもの計算ではと
かく三年以上勤める者は殆んどない
くらいであります。全部が辞めてしま
う。而も受入態勢が整えられておら
ない、これが公務員になれば勿論変り
ます。大抵家庭の人となれば、厚生年金
保険がございせんから全部外れてしま
う。そうなりますと、殆んど養老年
金をもらふ対象にならない人が同じ保
険料を取られてしまつて、あとはお前
は適格でないからそれでおしまひだ
といふことでは困る。だからそういう面
を一つ考えてもらへば、成るほど前の
制度で行きますと非常に有利です。逆
にいうと、どつちかと言へば、私率直
に申しますと、十分な脱退手当制度だ
と思ひますが、一面これは非常に矛盾
があり、不合理があるといふことがわ
かりますが、併しそれならば今までの
既得権をそれほど侵さず一つ均衡
のとれるように引上げて均衡をとつて
頂きたい。お前が多いから減らすとい
うのでは、どうも今までの政策に対し
て矛盾があるのではないか、この責任
は是非とも政府自体がとつてもらわ
ないと、今までつけたのはこれは間違

ておりましたから、これを少し低くす
るといふことでは、これはちよつと勤
働者としては困る、こういうのが全職
同盟の考え方、結論としては脱退手
当金の金額はそのままにして頂きた
い。先ほど言つておりましたように、
今度は結婚、分娩といふ条件をやめ
た、これは何となくやめても同じこと
になるものであります、大抵就職する
者は新制中学を卒業して出るので、
必ず結婚、分娩の経過を通ります。だ
から条件を抜いたといひますのは法律
上の字句だけを喧伝されても、これは
少し条件をとるものとならないのも結
論的には同じだと考えております。

○委員長(上條愛一君) それから北里
さんと間宮さんによつとお伺ひした
のですが、保険料の問題ですが、経
営者が負担するといふ保険料、これの
考え方ですが、一面の考え方としては
やはり保険料は健康保険もあり、失業
保険もあり、いろいろありますが、こ
れはやはり一つの経営者として支出
し、又労働者としてこれを考えれば、
広い意味で考えれば賃金給与の一部
である、こういう考え方であれば、当
然その女子の脱退手当金というふうな
場合に、単に自分の掛けたのだけに利
子がつくくらいに給付では賃金給付の
一部分である経営者の負担といふもの
は全然考慮されておらない。こういう
ところはどうも納得の行かない点があ
る、こういうふうな考えられま
す、こういう点について両氏の考え方
は厚生年金の保険料といふものをどう
いうふうな考えられておるかという問
題です。

○公述人(間宮重一郎君) その点につ
きまして私は賃金だとはちよつと考え

られないと思つてあります。ですけれども使用者がなぜ保険料をかけておるか、何がためにかけておるかというのを考えたら、やはり自分の雇い入れてある労働者に対する責任上労働者のためにかけておるといふこと、これは絶対に動かぬ事実と思つておる。国のためにかけておるのじやない、使つてある労働者のために払つておる。老年、年寄つてから以後の、或いは障害を受けたときのように保障してやろうかといふことについておけることは、これは間違いないことであつて、それについて殆んどが他の方面に流れておるということであつては、私たちちよつと了解できない。そこでまあ賃金だとはちよつと考へられないわけですが、併し少くとも労働者が労働を提供して、それから生れて来る反対給付でも考へるべき内容を含んでおる関係上、賃金と言ひ切れなくとも、賃金に準ずるような性格のもではないか。要は労働者のために出した、こういうことが言えるのじやないか、こう思ひます。

○公述人(北里忠雄君) 只今のお話のように、私も確かにこれは労働者のためにかけておるものだとおつては疑いなく思ひますが、私どものやはりこれは所得税と同じような目的税のようなものではないかと思つてございます。それで日本の実情、これは先生方に申上げるまでもないのであります。が、やはり福利厚生施設において特殊な性格を持つております。殊に炭坑等におきましては法定福祉以外の福利厚生費でありますとか、法定外福利費、或いは退職金の積立金であるとか、そういうものに非常に多額の金をかけてい

るわけでありまして。そういうものがあつたために、つまり本来ならばそういうものを全部廃止をいたしまして、社会保険的なものに改まるというところが近代的な姿であると思ひますけれども、なか／＼現状はそう簡単にはやうものが改まらない。今日におきましては、やはり全部の企業における総支出といふものを考へて行かなければならぬと思つておる。御承知の通り中には保険料を企業が全部負担するところが少くないのであります。法律上は折半になつておりますけれども、これを企業の肩替りで行つておるところも少くないのであります。そういうふうなことで今日のようないふ関係にありまして、保険料が上るのとが今度の労働組合の主張にも現れておる。上つた分は全部企業がこれを負担すべきであるといふような考へ方を進めて行きますと、企業の負担の加重といふものはますます大きくなつて来る。一方退職金制度といふたようなものに非常に似た制度がある。ございまして、これも逐年上昇しておるような現状でありますので、それ／＼の点を併せて総合的に考へて行かなければならぬ問題であるといふやうに我々は考へておるのであります。御質問の趣旨に或いは別な考へたかも知れませんが、賃金と私は考へておりませんことをお答え申上げておきます。

○藤原道子君 ではちよつと資本家側と労働者側と両方に伺ひたいのです。が、御承知の通りには積立金が八百億からあるのです。これは一方的に運営されておる。この間の本会議で、運営方法に關して問題がある、これは当然

受給者のために福利厚生に廻すべきじやないかといふことが一点、それから運営委員会の中に労働者代表が入つていないのはおかしいじやないか、これを入れる意思があるかどうかといふことを聞いたのです。そうしますと、今までは運営委員でこれをやられておりましたが、事実言われまして労働者の代表は入つておりませんので、そういう御意見が出ましたので、將來は考へてみたい、こういうふうな大蔵大臣の答弁だつたのですが、それが今までの労働者側で、労働者委員が入るべきだといふことを主張しておいでになつたのですか、これはどうなものでしょうか。一方的に任したままで来たのかどうか、將來この運営を改めて行かなければならない、それにはどうするのが一番適當であるとお考へになつておられるかといふ点をお伺ひしたいと思ひます。

それから資本家側としては、いろいろな人が入つておるでしようけれども、これらの委員の中にどういふ人が入つておられるか、資本家側としても労働者代表がこの運営委員の中へ入るのを妥當とお考へになつておると思ひますが、その点はどうかといふことをちよつと……。

も、そこで併し今のように大蔵省が一方的にこれを運用しておることにつきましては、これはもう相當大きな批判を持つておるわけでありまして。そこで私たちは先ほどもちよつと言ひましたやうに、將來どうしてこれを運用して行くかといふことでございまして、今までの大蔵省に握られてしまつて、中へ労働者側委員が入るやうが、使用者側委員が入つておられようとも、これは民主的な運営はできないと思つておる。これは政府の政策によつて動かされる面が大きいし、今の運営委員会の権限がどのくらいのものか知りませんが、これは恐らく諮問委員会の程度のものではなからうと思ひます。御承知のやうにこの行政委員会、諮問委員会のようなものの権限といひますが、これはもう殆んど紙に書いていただけであります。殆んど効果はない。こういうやうなことで私は將來大蔵省の資金運用部といひますが、その資金の運用に何がいかに労働者側委員を送り込んだら、それはもう恐らくミイラ取りがミイラになるに過ぎない。そこで私たちは今後この運用につきましては、別個の特別金庫でも設置してそうして別個の關係に、例えば今の共済組合制度の下における運用でございまして、あのような運用をすべきではないか。そこで労働或いは公益、当局ですね、こういうやうな委員が本當に、勿論その制限につきましては、そのむやみやたらにどこへ使つてもいいといふこともできませんので、これは法律で制限を設ければいいので、その範囲内においてその委員会が任意に一つ運用できるようにしたほうがいいのじやないか。その場合におきまして先ほど私は福利

厚生施設に還元融資と言ひましたが、私この場合もう少し範囲を拡げて、例えば中小企業のこういうやうな何といひますが、経営が非常に危殆に瀕したときには、私は企業者のほうへも融資をできる途を何がしかの条件をつけて開いてもらひたいのじやないか。今のやうにこの資金は今経営者側の委員の言われるやうに、殆んど政府の最高政策といひますが、例えば軍需工業だとか或いは国債買入或いは公債買入といつた殆んどそのほうへ流れておるわけでありまして、こういう方面に使わずに、本當に労働者が安心して仕事のできるやうな職場を維持するためなら、私は企業のほうへ融資をする途を開いてもいいのじやないか。そうしますれば今の中小企業の何といひますが、非常に困つておることを救ふ一つの途になるのじやないか。恐らくこのことについては使用者のほうでも特に中小企業者の方は御賛成は願へるのじやないかといふやうに考へております。私は今後この資金の運用については以上のやうな考へ方をしております。これは個人の考へ方ではなしに、恐らく労働者全般の支持を得られるであらうと、このやうに考へております。

○公述人(北里忠雄君) 只今藤原さんからお話になつたことと大同小異だと思ひますけれども、私どもやはり現在の大蔵省の運用に對しては先ほど申上げたやうに非常に不合理だと思つております。これについては一昨年社会保険審議会の三者一致の意見で大蔵省に建議をしたことがございまして、又経営者側といひましては大蔵省に折衝を重ねまして、こういう方向に進むやうに努力をいたして参りました。遺憾な

がら今日まで実現しないような状況でございまして、私どもが聞き及んでおるところによりまして、これは厚生年金だけではなくて、資金運用部にあります運用委員会というのが内部にあるようにございます。それは大体各官庁の次官級の方が主な構成でありまして、そのほかに財界からたしか三名くらい銀行の総裁であるとかそういうふうな方々が入つておられる。併しこれはただ形式的な運営委員会であつて、我々が期待しておるような委員会ではないようにございます。従いまして私は最終的にはやはり今のうちにこれを切り離してやはり別個に現業機関として設け、そこで保険の積立金に對する運営もやり又現業も取扱うということが望ましいわけでありまして、一挙に仮に行かないといはしますならば、少くとも現在大蔵省にあるその運営委員会の中から厚生年金の積立金に關するものは別の委員会を設けて、そこで労使或いは官庁側から同数の者が出席して、そして適正な運営を圖つて行く、まあこういうことが最小限度望ましいのじゃないかというふうに考へておる次第であります。

○藤原道子君　そこで委員長に私お願いしておきたいことがあるのですが、この間の積立金の運営状況をこれがどういふ企業にどういふふう流れておるか、その回収の状況、その利子、今までのくらい入つておるか、それから運営委員の実態、これの参考資料をよこせということをお大蔵大臣に要求しておつたのでございますが、それはまだ来ておりませんので、督促して頂きたい。

○委員長(上條愛一君)　それじゃ至急

にそのように取計います。

それでは今日の公述人の方に対して質疑をこの程度で打ち切りたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ぶ者あり〕

○委員長(上條愛一君)　御異議ないと認めます。それでは甚だ公述人の方には御多忙中、有意義な御意見をお聞かせ願ひまして感謝いたします。私ども本案の審議の上に十分御意見を参考として討議を進めて参りたいと存じます。いろいろ有難うございました。それでは今日はこれにて散会いたします。

午後三時三十八分散会

昭和二十九年五月一日印刷

昭和二十九年五月四日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局